

平成31年2月定例会会議録

平成31年豊郷町議会2月定例会は、平成31年2月25日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 中 島 政 幸 |
| 2 番  | 村 岸 善 一 |
| 3 番  | 高 橋 彰   |
| 4 番  | 前 田 広 幸 |
| 6 番  | 北 川 和 利 |
| 7 番  | 西 澤 博 一 |
| 8 番  | 鈴 木 勉 市 |
| 9 番  | 西 澤 清 正 |
| 10 番 | 佐々木 康 雄 |
| 11 番 | 河 合 勇   |
| 12 番 | 今 村 恵美子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 伊 藤 定 勉 |
| 教 育 長       | 堤 清 司   |
| 総 務 課 長     | 北 川 貢 次 |
| 企 画 振 興 課 長 | 清 水 純一郎 |
| 税 務 課 長     | 西 山 逸 範 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 岩 崎 郁 子 |
| 医 療 保 険 課 長 | 西 山 喜代史 |
| 住 民 生 活 課 長 | 長谷川 勝 就 |
| 会 計 管 理 者   | 馬 場 貞 子 |
| 人 権 政 策 課 長 | 小 川 光 治 |
| 地 域 整 備 課 長 | 山 田 裕 樹 |
| 産 業 振 興 課 長 | 山 田 篤 史 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 上 下 水 道 課 長 | 森 本 智 宏 |
| 教 育 次 長     | 神 辺 功   |
| 社 会 教 育 課 長 | 岡 村 浩 孝 |
| 社 会 教 育 課 長 | 秋 尾 一 義 |

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

|             |             |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 口 昌 和     |
| 書 記         | 久 保 川 真 由 美 |

5、提案された議案は次のとおり

- |        |   |
|--------|---|
| 議第 1 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                      |
| 議第 2 号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 議第 3 号 | 豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて                       |
| 議第 4 号 | 豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて                      |
| 議第 5 号 | 第5次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求めることについて                        |
| 議第 6 号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案                                 |
| 議第 7 号 | 平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）                                  |
| 議第 8 号 | 平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号）                             |
| 議第 9 号 | 平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）                                |
| 議第10号  | 平成31年度豊郷町一般会計予算   |
| 議第11号  | 平成31年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算                                 |
| 議第12号  | 平成31年度豊郷町下水道事業特別会計予算                                    |
| 議第13号  | 平成31年度豊郷町介護保険事業特別会計予算                                   |
| 議第14号  | 平成31年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算                                |
| 議第15号  | 平成31年度豊郷町水道事業会計予算                                       |
| 請願第1号  | 複合性局所疼痛症候群（CRPS）の難病指定を求める意見書の提出を求める請願                   |
| 発議第1号  | 議員派遣の件  |
| 一般質問   |   |

**北川議長** 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけども、全員おそろいなので、これより平成31年度2月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。会議開会定足数に達しております。よって、第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に留意事項を説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市君、9番、西澤清正君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**北川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成30年11月から平成31年1月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承のほど願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配布されておるとおりでございます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第5、諸般の報告として委員会から報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告を行います。

平成30年12月10日に、第1回目の議会広報常任委員会を開催し、議会だより第76号の発行日の確認及び委員会の閉会中の継続調査の申し出等の確認を行いました。また、年が変わり、平成31年1月9日に第2回目の編集委員会を開催し、ページ数の確認や一般質問及び各委員会等の原稿の確認を行いました。

1月21日には第3回目の編集委員会を開催し、表紙の確認や記事のレイアウト、誤字脱字のチェックなど、確認を行いました。

1月29日に第4回目の編集委員会を開催し、写真の配置及び記事との整合性などの確認を行いました。2月5日に最終チェックを行い、2月8日に全戸配布をさせていただきました。

また今回、がんばってま〜すコーナーでは、小学生のときから江州音頭の歌い手として活躍中の加納全さんにご協力をいただき、ありがとうございました。これからも江州音頭普及のため、これからますますのご活躍をご祈念申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

北川議長 ご苦労さまでした。

これで、委員会報告を終わります。

日程第6、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。

本日、平成31年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には同意案件1件、条例改正案件1件、平成30年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計及び事業会計補正予算案件3件、平成31年度豊郷町一般会計予算ならびに各特別会計及び事業会計予算案件6件、その他案件4件の計15件の議案の提案させていただいております。

それでは、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員であります、住所、豊郷町大字雨降野56番地、氏名、西山與喜男氏、生年月日、昭和25年9月22日生まれが平成31年3月31日付で任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期は平成31年4月1日から3年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第1号の討論を行います。

討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第1号は原案どおり同意されました。

日程第7、議第2号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第2号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について、ご説明申し上げます。

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する団体のうち、公立甲賀病院組合が平成31年3月31日をもって脱退することに伴い規約の改正をしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第2号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第2号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

日程第8、議第3号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第3号、豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町先人を偲ぶ館につきましては、現在、四十九院文化財保護委員会代表、岸田義彦氏を指定管理者として指定しておりますが、本年3月31日付をもって指定期間が満了します。そのため平成30年12月10日から平成31年1月15日まで、この施設の指定理者を募集したところ、四十九院文化財保護委員会代表、岸田義彦氏が応募され、候補者として選考しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は本年4月1日から3年間であります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長、12番。

北川議長 今村議員。

今村議員 議第3号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求める議案に対しまして、先ほど町長から説明がありましたが、応募されたのが、この四十九院の文化財保護委員会ということで、1件だけだったという説明でしたが、このときの募集の、豊郷町が提示した条件、指定管理料が年間幾らかというの

と、どういう管理をお願いするのかという中身と、それからこれまで、この四十九院の先人を偲ぶ館には、年間どのぐらいの方が来て、中を見ていただいているのか、観光で来ていただく方とか、いろいろいますけれども、中に入って、見学される方の人数、大体どのくらいなのかを教えてください。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、応募に関しましての条件ですけれども、金額につきましては指定管理者募集要項にも記載しておりますが、基準額として年間137万5,000円ということで提示をさせていただいております。

それから業務の範囲ですけれども、先人を偲ぶ館の施設の維持管理、それから先人の遺品収集、展示に関する事、また、郷土資料の説明等を行うこと、その他町長が認めることということで募集をさせていただいております。そのほか、詳しいことにつきましてはもっといろいろ細かく決まっておりますけれども、募集要項の方に載せさせていただいております。

あと、入り込み客数の件ですけれども、大変申しわけないです。数字としましては当課では把握しておりませんで、観光入り込み客数調べの中で産業振興課の方が把握していると思うんですけれども、私どもは今ちょっと数字を持っておりません。申しわけありません。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの先人を偲ぶ館の入り込み客数の件なんですけど、ちょっと私も今、資料の方を持ち合わせておりませんので、また、委員会のときにでも報告させていただきたいと思います。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第3号、豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第9、議第4号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を  
求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第4号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めること  
についてご説明申し上げます。

豊郷スポーツ公園施設の管理につきましては、指定管理者を指定し管理をお願いしております。現在、指定管理者として特定非営利活動法人アザックとよさを指定しておりますが、本年3月31日付をもって指定の期間が満了となります。この施設につきましては引き続き指定管理者を指定して管理を行うため、公募し、審査した結果、特定非営利活動法人アザックとよさを引き続き指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては本年4月1日からの3年間であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長、12番。

北川議長 今村議員。

今村議員 議第4号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めること  
につきまして、質疑いたします。

こちらについても、これまでも指定管理者としてアザックとよさがしていた  
ただいておりますが、この応募要項の中で、今回3年間ということですが、年  
間幾らの管理委託料で募集をしたのか、そしてこの代表、小林一男さんという  
方になっておりますが、ここのアザックとよさとの役員、理事、そういったメ  
ンバーは今はどういう方になっておられるのか、役員の皆さんの名前を教えて  
ください。

いろいろなスポーツ関係の事業もしていただいておりますが、この3年間、  
これまでやった事業以外に、今後またアザックとよさとで、町として、委託の  
中でこういうことをやっていただきたいとか、新規の事業展開に対して町が要  
望した事項はあったのか、スポーツで皆健康に、生涯現役で暮らしてってい

ただきたいというのは町の施策の1つですが、ここのスポーツ公園を中心にした全町の、こういう健康づくり対策で、今回、町としてさらに賃金をつけ加えた面があるんでしたら、その中身についても説明をお願いいたします。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑に、説明させていただきます。

まず、応募のときの指定管理料は幾らだったかという話なんですけれども、基準価格を1,665万840円、消費税込みで募集をかけております。また、アザックとよさとさんの理事や役員の関係なんですけれども、代表が小林一男さん、副代表が大橋寛治さん、同じく副代表が戸田光一さん、同じく副代表、竹川富美子さん、運営委員会として久木眞由美さん、楠田秀樹さん、古市忍さん、上田秀久さん、谷口瑞石さん、広瀬高規さん、藤野恵津子さん、山田毅さん、安田誠兵衛さん、藤野吉忠さん、上田常雄さん、岸田昌士さん、槇吉友さん、宮川博史さん、小椋裕彰さんとなっております。また、監事につきましては藤野秀明さん、西山幸治さん、顧問として藤野総五郎さん、以上です。

また、町からアザックとよさとさんにどのような要望をしたかということなんですけれども、町といたしましては指定管理者としてどのような自主事業をしていただけるのかというのを質問させていただきました。3年間で施設の利用率をかなり上げていただきまして、今後も引き続き利用率アップをお願いをしたいということと、今後の福祉なり、人生100年時代となりますので、健康維持のための施策をいろいろしてほしいという旨を常々お願いをしております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 議長。

北川議長 河合議員。

河合議員 今のメンバー表を、委員会までにもらえる。

北川議長 課長、よろしいか。

社会教育課長 はい。

北川議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第4号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第4号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を  
ことについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

日程第10、議第5号第5次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求  
めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第5号第5次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求めることにつ  
いてをご説明申し上げます。

本計画案は、本年度、現行の第4次豊郷町総合計画の目標年次を迎えますこ  
とから、厳しい行財政の状況や町を取り巻く環境が変化していく中で、少子高  
齢化の進展に伴う人口変動等の将来を見通しながら、新たなまちづくりを推進  
し、効率的で効果的な町政運営、地域経営を図るため、2019年度から10  
年間の新たなまちづくりの基本指針となる第5次豊郷町総合計画を策定いたし  
たものであります。

本計画案の策定に当たっては、豊郷町総合計画策定条例第5条に基づく審議  
会へ諮問いたし、慎重審議を重ねていただきました。その間、今般までも多く  
の方のご協力やご助言、町内で構成されている策定委員会での素案づくりを進  
めてまいり、去る2月6日に豊郷町総合開発審議会からご答申を賜りました。  
よってここに2019年度からのまちづくりの指針として、第5次豊郷町総合  
計画を策定いたしたく、豊郷町総合計画策定条例第7条の規定により、議会の  
議決を求めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 議第5号第5次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求めることにつ  
いて質疑を行います。

先ほど町長から、第5次の、2019年度から2028年度までの10年間の  
総合計画の提案説明があったんですが、これを提案する前に、やはり第4次  
の10年間の総括、行政として、町として、町政として第4次の総合計画の成

果と課題、これは当然、町としては分析されていると思います。だからその第4次の、同じ総合計画を10年間実施してきたわけですから、その結果として、その計画に対しての成果と、それから今後の課題を、まず説明をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

今までの10年間、第4次の期間の10年間の成果と課題についてということでご質疑をいただきましたけれども、当然、第4次の期間での進捗状況といえますか、成果の確認等をさせていただいております。これにつきましては審議会の方で審議をしていただきまして、それこそ100ページにわたる膨大な資料をもとに成果の確認をしていただいております。あまりにも量が多いので、今回は答弁は省略させていただきますが、そういうことで成果と課題の確認をしております、本編冊子の25ページのところにまちづくりの課題ということで、第4次の計画の検証と、それから各住民団体さんへのヒアリング等を踏まえまして、25ページ、26ページにまとめておりますので、そういうことで課題があるということで、この計画策定に至っております。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 審議会では、4次の検証というのをされて、100ページあるというお話ですが、それならば、この計画を出す前に第4次の検証をした、その審議会の文書を、まず全議員に配付してくれて、その内容を見た上で、この第5次が出たということ、本来は丁寧にやるべきではありませんか。ここでは申し上げないという話でしたけれども、それだけの量があれば、特に重要な問題点、また、今後の取り組みの課題というのは、重点的には企画の課長が、この場で本来は説明すべきだと思いますが、いかがですか。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

ご指摘をいただきました課題等につきまして、確かに心配りの方がベターであったのかなというふうに、今は思っておりますが、この毎回の審議会の資料につきましては、ホームページで全部公開させていただいております。また、その都度議事録もホームページの方で公開をさせていただいております、こ

ういう議論があったということも公開させていただいておりますので、それがかえさせていただいたということで、ご指摘をいただきましたので、今後の事務のときには改善していきたいと思います。

以上です。

**今村議員** 委員会までに出してくれる。その第4次の点は、その分。そのときの審議会の文書はね、ちゃんと冊子にして、100ページあるって言わはったやろ。委員会までに議員に配付してくれる。

**企画振興課長** 印刷するだけですので、配付は全然構いませんけれども。

**今村議員** そうしてください。

**企画振興課長** 必要であれば、はい。

**鈴木議員** 議長。

**北川議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 議第5号、第5次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求めることについて、質疑をさせていただきます。

1点目は2ページですが、ここに総合計画を策定する理由として、2011年に地方自治法が一部改正をされ、総合計画がそれぞれの自治体で策定義務がなくなったと。ただ、本町では効率的で効果的な行政、町政運営、地域計画がより必要となり策定をすることにしたとされているのですが、ここで新しく概念として導入されたのが、経営計画というのが導入をされました。この文書でも、町政運営と地域経営が黒丸で同列に並べられているのですが、基本的には、町政運営というのは住民サービスです。経営というのは、これは会社の理念ですから、相矛盾する概念が2つあると、このことをどう整理するのかというのが当時議論になりましたが、今回の、策定する理由の中で、町政運営と地域経営が並列して、相矛盾する概念が並べられています。

一方、その下の策定の目的のところになりますと、町政運営という表現が消えまして、地域資源、行政資源を最大限活用するための工程を示す豊郷町の地域経営計画と位置づけるとされています。前段のところでは相矛盾する概念の町政運営と地域経営が並列で表現をされていて、その策定の目的のところになりますと、町政運営がなくて地域経営計画というふうになっているんですが、この辺の整理をどうされたのかお伺いをしたいと思います。どういうふうに整理をされているのか。

それから2点目は、その策定の目的の中で、策定に当たっては、厳しい行財政の状況や公共施設の大量更新などが見込まれるとなっているんですが、本町で公共施設の大量更新が見込まれるかなというのは率直な疑問がありまして、

その辺の、これが10カ年計画ですから、この10年以内にそういう公共施設の大量更新があるのかどうか、ここではそれが1つ、あるのが理由に載っているのですが、その辺の説明をお願いしたい。

これが最後ですが、3点目は基本的な第5次総合計画の項立てというか、第4次総合計画と基本的に変わっていないのですが、私がお聞きしたいのは、これからの世代、高齢者、少子高齢化が叫ばれていて、やはり高齢者対策や障害者福祉の充実が、これから町でも大きな課題になるのではなかろうかと思うのですが、第4次総合計画と同じように、今回も基本構想ならびに基本計画の中では、子育て環境の強みアップというのは、これだけで項立てがされているのですが、その基本構想、基本計画、高齢者福祉や障がい者福祉は、その基本計画構想の中の1つの一部分、例えばこれで申し上げれば、第2章の全世代参加の地域共生力アップの中で、その中の一つとして高齢者福祉や障害者福祉、医療介護の基盤整備があるのですが、このところは、むしろこれからの町政運営、先を見越すとすれば、やはりここは、きちっと1つ、基本目標、基本構想として取り出して、この大きな構想を立てるべきではなかったのだろうかというふうに思うのですが、その辺のところ、委員会でどのように整理をされていたのか説明をお願いしたいと思います。

以上です。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

まず最初、2ページの行政運営等、地域経営の概念のところでございますけれども、辞書をひもといてみますと、「運営」というものは、もともとある既存の組織の中で、その組織をいかにうまく動かすかということが運営やということで定義されています。一方で「経営」といいますのは、ある目標に向かって最大の成果を上げていくために、組織から含めて計画するということが経営になります。確かにおっしゃるとおり、矛盾するよう見える部分もあるんですけども、やはり今後、豊郷町としましては成果を求めるということで、先の地方創生の総合戦略のときからですけど、この前の第4次計画からでもですけども、成果目標、成果指標というものの、KPIを立てまして、それに向かって、いかに組織を含めて効果的・効率的に運営していくかということを検討しておりますので、今回のこの計画では経営計画というところを前面に押し出しているというようなことをご理解を賜ればと思います。

また、公共施設の大量更新という表現につきましては、大量に更新があるの

かということでしたけれども、確かに公共施設、箱モノとしましてはそんなに大量に、そもそもあるものでもございませぬけれども、資料の 87 ページのところ辺にも書いておりますけれども、上下水道の管路の耐震化でありますとか、道路の維持補修とか、そういうことも含めての更新になっていきますので、一般的にそういうふうに表現をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

それから最後の、高齢者の施策を章立てにして、もう 1 つ大きく取り出すべきではないかというようなご指摘でしたけれども、確かに議員おっしゃるとおり、そういう観点もあると思います。ただ、高齢者福祉に関しましては、やはり全世代が関連してくる施策が出てきますので、そこで全体的に取り上げさせていただいて、また細かな、障がい者でありますとか、高齢者でありますとかは、福祉の細かい、個々の個別計画の方でしっかりと計画を立てさせていただくということで、今回は、総合計画等につきましては、こういうふうな章立てにさせていただいたということでございます。

以上です。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第 39 条の規定により、議第 5 号第 5 次豊郷町総合計画を策定することにつき議決を求めることについてを、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**北川議長** 異議なしと認めます。よって、議第 5 号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 11、議第 6 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 町長。

**伊藤町長** 議第 6 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、平成 30 年度より国民健康保険の運営が都道府県単位で行われることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

まず、豊郷町国民健康保険税条例第3条から第5条の2の第3号までについては基礎課税額医療分、第6条から第7条の3の第3号までについては後期高齢者支援金等課税額、第8条から第9条の3までについては介護納付金課税額について、それぞれ税率及び税額の改正によるものでございます。

次に、前条の改正に伴い、低所得者に対する均等割及び平等割に係る軽減措置について、第23条第1項第1号アから同条同項第4号カについては7割軽減分、第23条第2項第1号アから同条同項第4号カについては5割軽減分、第23条第3項第1号アから同条同項第4号カについては2割軽減分について、それぞれ減額の数値を改正するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員　議長。

北川議長　今村議員。

今村議員　議第6号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてですが、先日の全員協議会の際にも、今回の税率の上げたり下げたりという話で、どういうふうには決定されたのかということをお聞きいたしました。先日私は、県の税務担当者の方で、市町村標準保険料算定規定というので県が出している資料をもらっていますが、これでいきますと、県が今年度、市町村の納付金を県に納付するための金額に対して、いろいろ保険料の上がる要因、保険料の下げる要因とか、いろいろなのを加味して、いろいろな係数をかけて出てきた調整後の標準保険料率の算定、必要な保険料総額というのがあるんですけど、それで、19市町の中で豊郷町1町だけが納付金が下がるという県の説明でした。それで、この30年度の納付金額と、31年度、県が標準保険料算定した額との差額ですよ、それは医療分で約3,170万円少ない、県の算定。そして後期高齢部分、これでいくと県の算定では1,356万円少ない、介護分、豊郷も介護の、国保に払っている方が600人ほどいるんですよ、その方たちの分では、県が試算したやつでは140万円少ない。それで、この医療後期分、介護分を合わせると4,666万円、県は、豊郷町は納付金が下げられるということ、県の算定資料で、それを説明していただいたんですけども、今回、この全員協議会で医療分、介護分、それから後期高齢分について、どういう上げ下げの検討をされたんですかということをお聞きいたしました。そのときは、全体を網羅されてという話でしたが、具体的に医療分で、今回引き下げられる分は幾らになるのか、また、後期高齢分では今回引き下げられる分は、全体の金額ですよ、ここに書かれた、幾らになるのか。介護分についても、今

回の条例改正でどれだけ引き下げになるのか、また上がるのか、その辺を、金額を具体的に説明してください。

税務課長 議長。

北川議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

平成31年度と平成30年度を比較させていただきますと、医療分といたしまして、当町では約1,800万円減額になります。支援分にいたしましては11万2,000円の増、介護分……。

今村議員 支援分じゃなくって、介護分、それ。支援分って今言われたけど。

税務課長 支援分でございます。

今村議員 介護、どっち。後期。

税務課長 後期高齢者支援分です。

今村議員 後期高齢者ね、それから。

税務課長 介護分といたしましては102万5,000円増という……。

今村議員 後期高齢の方をもう一度言うてください。幾ら。

税務課長 11万2,000円でございます。増です。

今村議員 増。

税務課長 はい。介護分といたしましては102万5,000円でございます。

今村議員 それは増なの、減なの。

税務課長 増です。以上です。

北川議長 今村議員。

今村議員 今、課長の説明では医療分に関しては1,800万円の減、また、後期高齢分に関しては11万円の増、介護支援金の部分は102万円の増という話で説明がありましたが、この算定、条例でそれぞれいろいろな税率やら、均等割、平等割を操作しているんですけど、これを今回、こういうふうに町としてやっているというのは、介護分については102万円の増ですから、介護分の関係、加入者というのは600人なんですけど、その人たちはみんな増になるわけですね、これでいくと。で、後期高齢者支援金の方は11万の増やから、後期高齢者が今は1,000人弱ぐらいいらっしゃるのかな。そういう人たちも総じて増になるわけですね、後期高齢分の人たちは、後期高齢は全体やからね、私、今、言うの間違えてました。全体にかかるやつやから、全員その分は上がるということですね、そういうふうに理解したらいいんですね。医療分は1,800万円減というのは、全員医療分は下がるというふうに理解したらいいんですね、その辺だけ教えてください。

税務課長 議長。

北川議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

当然、支援分、介護分については増という形になります。しかし、保険料算定については議員ご存じのとおり、この3点を足して合算するという形で、医療分の方の減が大きいことから、全ての被保険者に対しまして、来年度、年間税額減少となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 先ほども申し上げましたが、医療分で県が、各市町標準保険料算定の中で、納付金が下がったのが豊郷だけだと、その医療分のうちが集めきやいけない保険料を算定したら、30年度よりも3,170万円少ないと、今回、町としては医療分については1,800万円、全加入者に引き下げの対象となりますよということで1,800万円ですけど、後期高齢も県の算出では1,356万円下がるというのに、後期高齢は11万円の増、介護分については、私はとんとんだなと思ったのですが、ここは102万円も上げるというふうな形になっていますが、このやり方というのは、どういう根拠で、医療分については、今年は1,800万円下げるのか、後期支援金の分は11万円上げるのか、介護は102万円上げるのか、町が条例改正される目安になった根拠は何なんでしょう。私、医療分が3,170万円も減ったというのがすごく信じられなくて、何でやろうなと思って、ずっとこれを見ていたんです。そう思うと、ここには県の資料には、保険料を上げる要因と保険料を下げる要因と、区分けしているなことが書いてあるんですけどね、項目別に。保険料を下げる要因の中で、今回特に多かったなと思うのは、過年度の保険料収納見込みというのがそこそこあるなど、547万3,000円、何かそういうのがありました。この31年度で一応、全体を網羅すると3点セットやから下がりますけども、こういう配分に、医療分、もっと下げてもいけるんじゃないかと思ったりもするんですが、こういう配分にした理由というのね、後期と介護は上げた理由について最後にお答えください。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

医療分の方が下がった原因というので、今、先ほど今村議員の資料の方でご

提示をいただきましたけども、それとあわせて、平成29年度の前期高齢者支援金の清算分が入っております。こちらにつきましては、平成29年度分までは各市町で運営の方をしておりましたので、その市町分の支援金は、各市町の保険料を下げる要因として使わしていただけるということですので、こちらの方で清算交付の方がありましたので、その分で大幅に医療分の納付金は減らせたということになっております。来年度以降につきましては、前期高齢者支援金の方につきましては県全体で運営しておりますので、個別の要因にはならないということでご理解の方をいただければと思います。

あと、介護分と支援金の分の増額につきましては、医療分の大幅な減というのが今回は理由としてはありませんでしたので、その分で。後期高齢者支援金分と介護納付金につきましては、県全体の納付金を算定して、各市町の被保険者数で割っておりますので、この部分で若干上がってきたんだと。あと、国の交付金そのものが高齢者と介護分につきましては交付金の方が減っておりますので、その分の差し引きで若干の増になったとご理解いただければと思います。

以上です。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第6号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**北川議長** 異議なしと認めます。よって、議第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第12、議第7号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）から、日程第14、議第9号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 町長。

**伊藤町長** 議第7号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）及び議第8号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号平成30

年度豊郷町水道事業会計補正予算（第４号）の各会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第７号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第８号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億３５万２,０００円を減額し、歳入歳出予算総額を４５億２,３４２万９,０００円とするものでございます。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款１徴税では収入見込額の増額に伴い、町民税８４７万９,０００円、固定資産税１,００１万９,０００円の追加計上を行い、款１３国庫支出金５９１万円の減額、款１４県支出金１,１１５万３,０００円の減額は、各事業の本年度実績額及び今後の事業費見込み額の算出による歳出の増減に伴い、国県支出金等の歳入の補正を行うものであります。

款１６寄附金では、豊郷小学校旧校舎活用寄附金及びふるさと応援寄附金等について増額となります１,０２７万円４,０００円を計上したものであります。

款１７繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして、１億５９３万８,０００円の減額を行うものであります。

款２０町債、第１、項１町債の公共事業等債６６０万円の増額につきましては、社会資本整備事業にかかる事業費の増額に対応して補正を行うものであります。

次に歳出では、款２総務費、項１総務管理費、目１０地域づくり推進事業費、節２５積立金は豊郷小学校旧校舎管理基金積立金に５０万円、また、ふるさと寄附金積立金に９５０万円７,０００円、目５３公共施設等総合管理基金費、節２５積立金は公共施設等総合管理基金に４,８３１万円４,０００円の積み立てを行うものであります。

款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁費、節１５工事請負費１,８００万円の減額は、道路整備事業にかかります工事請負費を減額したものであります。

款８土木費、項４住宅費、目２改良住宅管理費、節１５工事請負費１,６２３万８,０００円の減額につきましては、改良住宅の物置撤去工事にかかります事業費を減額いたしました。

款１０教育費、項２小学校費、目６日栄小学校整備費、節１５工事請負費２,１５０万円の減額は、日栄小学校駐車場拡幅工事について減額計上したところであります。

次に、議第8号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億4,910万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では社会資本総合整備交付金の二次補正予算が交付の内示を受けましたことから増額し、基金繰入金を増額して、歳入歳出予算の財源調整を行うものであります。

歳出では、消費税の確定申告に伴い、予定額を下回ったことから減額して下水道維持管理基金へ積み立て、また、総合地震対策工事費847万円を増額し、明許繰越により事業の実施をいたしたいものであり、よろしく願いいたします。

次に、議第9号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的支出の予定額は、既定の支出額に103万3,000円を増額し、支出総額を2億9,122万8,000円とし、固定資産の除却を行うものであります。

以上、議第7号から議第9号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**北川議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

**今村議員** 議長、12番。

**北川議長** 今村議員。

**今村議員** 議第7号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）につきましては、まず、11ページの款13項1国庫負担金の中で、民生費国庫負担金で、児童手当交付金または子どものための教育・保育給付費国庫負担金、減額になっていますが、これは県の民生費県負担金でも同じですが、この流れとして、減額になっていく流れを、どういう意味なのかを説明をお願いいたします。

そして、次は14ページの款17繰入金、項1基金繰入金で、財政調整基金繰入金の、今回減額修正、1億593万8,000円で減額修正されておりますが、3月は特別地方交付税が確定する月なんですけれども、当初予算で特別地方交付税の方の予算が上がっておりますが、これまで分割で収納済みの金額もあります。予算から今まで収納済みのところを引いた金額は、あと、予算は2億ちょっとぐらいしてたんかな、幾らぐらいなのか。その、ここで財政調整基金というのは、そういう財政調整をする基金なんですけれども、今後、この年

度末に1億円の減額修正をするわけですがけれども、さらに特交が入った場合には、またその減額が出る可能性が十分にあるんですけれども、そういうのは、予算として、当初予算に上げている金額からいくと、特交はあとどのくらい入ってくる見込みなのか説明をしてください。

それと、次は16ページに町債として、今回、土木債、歌詰橋の歩道橋詳細設計業務、それから橋梁補修工事、吉田愛知川線、吉田秦荘線道路改良詳細設計業務という形で挙がっておりますが、この歌詰橋の、この補修工事というのは、負担割合的にいうとどういう負担割合で、どういう、あの歌詰橋自体はこの持ち物なのか、そして愛荘町側の負担金とかもありましたが、豊郷町と愛荘町と、どういう、この橋に対しての管理責任があるのか、国県がそこに対してどういう、そういう補修工事に対して負担をするのか、歩道をこれで設置して、安全な橋にしていきたいという関係みたいですがけれども、その中身を説明してください。

それと吉田愛知川線についても、この吉田秦荘線道路改良詳細設計と書いてありますが、どういう中身なのか、どこをどういうふうに変えるのか、具体的に説明してください。これが議第7号関係。

議第9号の水道事業会計、この企業会計の方ですけど、説明のあった固定資産除去費、量水器103万3,000円というのは、どういう減価償却の、減らしているわけですがけれども、どういう中身なのか、103万3,000円の中身を説明してください。お願いします。

保健福祉課長 議長。

北川議長 岩崎保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、先ほどの今村議員の質疑にお答えいたします。

10ページ、11ページの児童交付金、266万7,000円の減額の件なんですけれども、児童手当実績見込みによる不用額の減額で、人数減によるものでございます。よろしくお願いたします。

今村議員 人数は。実績見込みと原案から実績幾らの予定で、どれだけ減ったというのを、人数言うてください。

保健福祉課長 ちょっと積み上げができていないんですけれども、執行額が1億4,963万5,000円、既に今執行しております。減につきましては、ちょっと積み上げができていません。人数の減、人数はちょっと積み上げができていませんので、申しわけございません、また委員会の方で人数は示させていただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員さんのご質疑、第7号の補正予算の11ページのところで、今ほど、児童手当交付金の説明がありました。その下に子どものための教育・保育給付費国庫負担金の減額がありますが、この内容について、減額の流れを説明してくださいという内容だったかと思います。

これにつきましては、町内の崇徳保育園さん、そしてほかの市町の私立保育園さんに子どもさんが行っておられるところの委託費を払っておりますけれども、その部分から保育料として徴収させていただいている分を減額した分について、2分の1が国庫負担金として収入を見込んでいるところです。今回、今年度の収入見込みとしまして3,200万円余りの金額となってきましたので、当初の予算で見させていただいたところの差額について減額をさせていただくというものです。よろしくお願いします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

特別交付税と財政調整基金の関係でございまして、特別交付金につきましては、現在のところ、予算が2億9,000万円を見ておることから、それが入ってきての部分での補正ということでございます。ですから、財政調整基金の積み、繰り入れにつきましてはこの補正どおりということでございます。近々、確定の3月分の数字が入ってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

今村議員 聞いたのは、今まで入った分を当初予算から引いてくれって言ったやろ、その金額言うというて。

総務課長 現在のところ、特交につきましては1,100万円の調停を上げておるところでございますので、3月に確定が出てくるというふうに、金額の方についてはもうそろそろ出てくるのかなと。

今村議員 予算から当初予算に上げてますでしょ、特交の。それから引いてってお願いしましたよ。

総務課長 ですから、2億9,000万円の予算から、今1,100万円入っているということでございます。

以上です。

地域整備課長 議長。

北川議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、歌詰橋の管理なんですけども、歌詰橋の管理につきましては、現在豊郷町が管理することとなっております。愛荘町との負担割合につきましては、工事費の2分の1なんですけども、まず工事費から社会資本の交付金が入って、それプラス起債の分を引いた額を、2分の1を愛荘町から負担してもらうということになっております。あと、県と国の負担については、国は社会資本交付金でありますけども、県の負担はございません。あと、歩道の設置の内容につきましては、有効幅が3メートルの自転車と歩行者の歩道橋を設置する予定をしております。

吉田愛知川線と吉田秦荘線の道路改良につきましては、場所は吉田のグラウンドがあるところから、安孫子の方に向かっての町道でございます。そっちの方は、愛荘町の方はもう道路整備ができて、歩道がついておるんですけども、豊郷町側の方が、まだ道路整備ができていないということで、307号線から8号線までの道路の強化ということで、有効が3.5メートル、3メートルの歩道をつけるという道路工事を計画しております。

以上です。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

今回補正させていただきました固定資産除却費につきましては、量水器ということで水道のメーターでございます。この分についての除却なんですけども、水道のメーターにつきましては各ご家庭のメーターが8年に1回の交換というふうに計量法で定められております。こういったメーターを取り外しまして除却したということになるのでございますけども、現金を伴わない費用計上として計上をしているものでございます。このことによって、資産のうち水道メーターの一部が除却されたといった帳簿上の経理になっております。

以上でございます。

北川議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第7号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）を予算決算常任委員会に、議第8号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号）及び議第9号平成30年度豊郷町水道事業会

計補正予算（第４号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第７号を予算決算常任委員会に、議第８号及び議第９号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、日程第１５、議第１０号平成３１年度豊郷町一般会計予算から、日程第２０、議第１５号平成３１年度豊郷町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第１０号平成３１年度豊郷町一般会計予算から、議第１５号平成３１年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第１０号平成３１年度豊郷町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成３１年度地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税の一般財源総額について、平成３０年度を５,９１３億円上回る額を確保して対応することとされました。

さて、本町の財政状況は、平成２９年度決算において普通交付税及び特別交付税、または県税交付金等が減少したことにより、全体の一般財源は減少しました。こうした中であって、継続的・安定的財政運営のために財政調整基金及び各特定目的基金に積み立てを行い、財政健全性を確保したところでありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。平成３１年度の予算は、現在の厳しい財政状況を踏まえ、行政としての役割及び施策の緊急度及び重要度を確認・判断し、漫然と前年度事業の事業費を一部修正して計上することなく、何を残し、何をやめるか、また、新しく取り組むかという厳しい選択をしながら、より一層の選択と集中を徹底した予算編成を行うこととしました。

一般会計における当初予算額について、その規模の推移を見てみますと、地方創生事業における各種施策の推進、ふるさと寄附金活用に伴う予算、防災事業等に係る各種経費を計上し、積極的な事業展開を行い、昨年度比１５.６％増

の45億円となりました。

主な内容について申し上げますと、まず町税であります、9億7,512万4,000円で、前年に比べて2,052万3,000円、2.1%の増となり、以下、地方贈与税2,310万円で7.6%の減、地方交付税は12億9,700万円で0.7%の減、国庫支出金は4億8,691万7,000円で46.5%の増、県支出金は2億6,340万円で4.4%の減、財産収入は641万8,000円で19.8%の減、繰入金は5億7,819万5,000円で107%の増、諸収入は1億9,603万円で8.5%の増、町債は1億8,480万円で23%の増であります。

そのほかでは、利子割交付金120万円、地方消費税交付金1億2,400万円、自動車取得税交付金410万円、地方特例交付金570万円、交通安全対策特別交付金118万8,000円、分担金及び負担金1億891万2,000円、使用料及び手数料6,711万円、寄附金1億3,000万6,000円、繰越金4,000万円などを見込んでおります。財源比率では、自主財源の占める46.7%、依存財源は53.5%であり、前年に比べて自主財源比率が4.2%増加しております。

次に、歳出面での主なものといたしましては、民生費13億8,974万9,000円で、障害福祉関係経費及び介護保険事業費に係る繰出金の増加により、前年に比べ4.3%の増であります。以下、議会費6,485万9,000円で6.9%の増、総務費7億59万6,000円で、ふるさと応援寄附金に係る寄附件数の増加及び、各選挙執行経費の増加により12.1%の増。衛生費3億6,107万6,000円で9.9%の増、労働費51万1,000円で3.6%の減、農林水産業費7,821万9,000円で、農業振興費に係る負担金等の減少により3.6%の減、商工費2,452万7,000円で3.5%の減、土木費8億3,565万3,000円で、社会資本総合整備事業に係る歌詰橋補強・補修・歩道橋設置工事により94.4%の増、消防費1億7,673万6,000円で指定避難場所備蓄倉庫整備事業及び消防業務委託事業、地域防災計画改定事業の増加により25.5%の増、教育費6億3,686万4,000円で、豊栄のさと第2期工事及び日栄小学校の駐車場拡幅に係る工事の完了により2.3%の減、公債費2億2,621万円で7.6%の増、予備費500万円を計上しております。

次に、議第11号平成31年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。豊郷町国民健康保険事業特別会計予算の総額は8億1,827万3,000円で、4.4%の減であります。

歳入のうち主なものは、国民健康保険税1億4,498万1,000円、7.5%

の減、県支出金 5 億 8,573 万 4,000 円、3.7%の減、繰入金 8,596 万 1,000 円、4.4%の減であり、そのほかでは諸収入 139 万 3,000 円、使用料及び手数料 16 万 1,000 円、財産収入 4 万 2,000 円、繰越金 1,000 円を見込んでおります。

歳出では、総務費 2,130 万 2,000 円、16.4%の増、保険給付費 5 億 6,864 万円、4.3%の減、国民健康保険事業費納付金 2 億 1,100 万 1,000 円、8.1%の減、保険事業費 1,673 万 7,000 円、21.6%の増、そのほかでは諸支出金 55 万 1,000 円、基金積立金 4 万 2,000 円を計上しております。国民健康保険事業費納付金の減少に伴い、国民健康保険税も減少しており、また、被保険者数の減少等により、保険給付費も減少する見込みであるため、歳入歳出予想額も減となるものであります。

次に、議第 12 号平成 31 年度豊郷町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計予算は 3 億 2,697 万 9,000 円で 3.0%の増であります。歳入のうち主なものは分担金及び負担金 157 万 2,000 円、前年同額、使用料及び手数料 1 億 4,011 万 5,000 円、3%の増、国庫支出金 450 万円減、繰入金 1 億 6,243 万 5,000 円、13.8%の増、町債 1,580 万円、27.2%の減、繰越金 200 万円、前年同額そのほかでは、財産収入 5 万 7,000 円を見込んでおります。歳出では、総務費 1 億 2,529 万 3,000 円、22.2%の増、下水道事業費 2,672 万 2,000 円、31.5%の増、公債費 1 億 7,496 万 4,000 円を計上しております。

下水道事業では、水道事業と同じく公営企業法の適用化を予定しており、その支援業務委託料が増額または県負担金等の増額により、全体として 963 万 9,000 円、3.0%の増となったものでございます。

次に、議第 13 号平成 31 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計予算の総額は 7 億 1,254 万 7,000 円で 7.1%の増であります。歳入のうち主なものは国庫支出金 1 億 5,936 万 8,000 円、10.5%の増。支払基金交付金 1 億 7,680 万 5,000 円、6.7%の増、県支出金 9,643 万 5,000 円、7.8%の増、繰入金 1 億 3,432 万 6,000 円、11.4%の増、そのほかでは保険料 1 億 4,558 万 3,000 円、使用料及び手数料 3,000 円、財産収入 2 万 2,000 円、繰入金 1,000 円、諸収入 4,000 円を見込んでおります。歳出では総務費 3,796 万 1,000 円、36.7%の増。保険給付費 6 億 5,083 万 4,000 円、6.8%の増、基

金積立金 128万7,000円、78.6%の減、そのほかでは地域支援事業費 1,845万7,000円、諸支出金 15万円、財政安定化基金拠出金 385万8,000円を計上しております。

歳出のうち、総務費の主な増加分では、第8期介護保険事業計画策定費の増に伴うものであり、また、保険給付費が居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費を中心として6億5,083万4,000円、6.8%の増となり、歳入では総務費及び保険給付費の増加に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金がそれぞれ増加し、全体として4,780万8,000円、7.1%の増となったものでございます。

次に議第14号平成31年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は6,196万円で、6.1%の減であります。歳入のうち主なものは後期高齢者医療保険料 3,840万3,000円、4.3%の減、繰入金 2,335万1,000円、4.2%の減、そのほかでは使用料及び手数料 3,000円、繰越金 1,000円、諸収入 20万2,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費 527万6,000円、17.4%の減、後期高齢者医療広域連合納付金 5,648万3,000円、5.1%の減、そのほかでは諸支出金 20万1,000円を計上しております。

議第15号、平成31年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水個数 2,435戸、年間総給水量 88万8,141立方メートル、1日平均給水量 2,433立方メートル、1日最大給水量 3,311立方メートル、主な建設改良事業といたしましては排水管設備改良費 3,696万1,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を2億1,018万7,000円、支出総額を2億4,364万4,000円とし、収入の内訳は営業収益 1億3,767万5,000円、営業外収益 7,251万2,000円であり、支出の内訳は営業費用 2億827万4,000円、営業外費用 3,319万6,000円、特別損失 17万4,000円、予備費 200万円を予定しております。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を6,835万5,000円とし、その内訳は企業債 2,120万円、補助金 4,715万5,000円であり、支出につきましては資本的支出の総額を1

億2,617万9,000円とし、その内訳は建設改良費に3,971万1,000円、企業債償還金8,646万8,000円を予定しております。

第5条の債務負担行為は浄水場包括管理業務を、平成31年度から平成34年度までとし、限度額を3,951万円とするものであります。第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,996万7,000円としております。第7条の他会計からの補助金については職員給与費相当額を受け入れ、第8条の棚卸の資産購入限度額は、材料に7万3,000円と定めております。なお、3ページの注記表の1に記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。以上、簡単に予算の概要を申し述べましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、議第10号平成31年度豊郷町一般会計予算から、議第15号平成31年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各事業会計予算についてご説明を申し上げます。主な事業内容につきましては、議員の皆様へ配付いたしました平成31年度予算書及び主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。

本予算の執行に当たりましては、議員の皆さんの格別のお力添えをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**北川議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

**今村議員** 議長。

**北川議長** 今村議員。

**今村議員** 私は、平成31年度豊郷町一般会計予算及び説明書について質疑をいたします。

19ページのデイサービスの使用料という、使用料のところなんですけれども、ここに207万8,000円、使用料、生きがいデイサービス利用料が1,193万4,000円、隣保館デイサービス利用料が14万4,000円と挙がっているんですが、この問題は以前から、これはそこに参加される方々の昼食代ですよね、生きがいデイサービスは一食400円、隣保館デイサービスに来てくださる方は一食200円で、この隣保館デイサービスの、月に三回ですか、14万、生きがいデイサービスは毎日やってるのかな、土日とかそういうのはないかもしれないけど、それにしても隣保館デイサービスは増えない、これは、町としてはこの隣保館デイサービスというのに重きはないのかなという感じでしか見えないんですけれども、この説明書を見ても、生きがいデイサービス、介護状態にはない高齢者が自立して生きがいの持てる生活を送れるよう、

生きがい活動支援員を置いて、介護予防を主にしたサービスの提供を通じて社会的孤立感を解消したり自立生活の助長を目指すということで、隣保館でも同じだと思うんですけども、こういう事業を、せっかく町が取り組んでいただいているんですけども、ただ、その拡大という形では、生きがいデイに関しては職員を増やさないと大変やろうなというのは前も申し上げましたが、今年の新年度で、介護予防としてのこの生きがいデイの取り組みについて、隣保館デイもどういう方向で考えているのかを説明してください。それから、それはデイサービスに、どういう町の取り組みの、31年度の特徴、拡大方向と、隣保館がいかに増えないのかというのをちょっと説明してください。

それと、次は61ページの目10の介護保険事業費の中で、13委託料で、自立支援健康増進事業委託料426万1,000円と、お出かけ脳トレ、ほっこり井戸端会議委託料26万4,000円、こういうのも、一応予算は計上してはるんだなと思って、それは悪いことじゃないんです。頑張っしてほしいんですけど、これについても、年間どういう取り組みでやっていくのか、説明してください。

以上です。

保健福祉課長 議長。

北川議長 岩崎保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の質疑にお答えいたします。生きがいデイサービス利用料193万4,000円、挙がっております。それにつきましては、課としての取り組みなんですけれども、要支援の方が、要介護を受けておられない元気なお年寄りがいろいろな行事を担っているわけなんですけれども、途中で要介護に移行される方もいらっしゃいます。その際は、やはり支援の方法が変わってきますので、なるべく要介護の方は生きがいデイサービスから要介護サービスの方に移行していただくという方向で、今は動いております。平成30年度、16人おられました、平成31年度は今のところ13人、3名の方が要支援の方から要介護の方に移行されております。年々そういう、介護が必要になるお年寄りが増えてくる中、この生きがいデイサービス、どのように取り組んでいくかというのが今後の課題だと思います。今のところ、社会福祉協議会とも協議しながら、課題に向けて検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

人権政策課長 議長。

北川議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員のデイサービスの使用料、14万4,000円の中身で、なぜ、受講者というか、増えないのかという話がございました。

現在、登録者数は45名、平均いたしまして週1回でございますので、大体17名程度が参加していただいているということでございます。一応、自治会でいうと9自治会から参加していただいているということになるんですけども、口きき、またはこちらの方で目ぼしい方にお話をかけまして、どうか、隣保館でデイサービスをやっているんですけど、来てもらえませんかという形をお願いをしているんですけども、どうしても、やはり自分の、元気な人については、自分の仕事があるさかいに、ちょっと、また行けたら行けますわみたいな話がありまして、なかなか隣保館のデイサービスの方に参加してもらえない。逆に、来ていただいた方が、先ほど話がありましたように、要介護等に移行しまして、ふれあいに来られないという形で人数が減っていくというような現状がございますので、これからは、隣保館の年間事業計画の中に、ふれあいデイサービス事業を広報等にも載せさせていただいて、1人でも多く参加していただけるように努力していきたいと思っております。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

予算書、61ページの10、介護保険事業費のうちの委託料13の自立支援健康委託料と、お出かけ脳トレ、ほっこり井戸端会議事業の委託料の件についてのご質問かと思っております。

自立支援健康増進事業委託料につきましては、現在は毎週土曜日を予定しておるんですけども、介護保険にかかっておられない方や、介護保険にはかかっておられますがサービスを利用されていない方を対象といたしまして、体力・筋力の維持向上を図って健康寿命の方を延ばしていただくという事業を計画しております。それとあわせてフレイル、低栄養防止の観点と、あと、口腔栄養の方もあわせて行えればと思っております。

お出かけ脳トレ、ほっこり井戸端会議の方につきましては、年間6回程度を予定しておりまして、各字の宅老所であったり、公民館であったりというのと、あわせて認知症カフェというふうな、認知症カフェという言葉は使っておりませんが、高齢者向けの認知機能低下予防プログラムの体験をしていただくという事業を計画しております。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第10号平成31年度豊郷町一般会計予算について、質疑をいたします。

81 ページですが、観光費が前年度に比べて121万2,000円減になっていますが、この減になりました121万2,000円の内訳の説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

81 ページの観光費の減につきましては、インバウンド宿泊体験事業、ツアーの事業につきまして、31年度、予算の計上をしておりませんので、大きくは、去年は100万円見ておりましたが、31年度は見ておりませんので、これが大きく減となっております。あとは細かい点につきまして、ちょっと今、把握できていませんけども、大きいところでいうと、この100万円でございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、課長答弁されたんですけど、31年度にインバウンド事業はないんですよ。質問をいたします。

まず、この121万円ですが、平成30年度の予算書では、インバウンド宿泊体験ツアー委託料が100万円、近江インバウンド推進協議会への負担金が20万円、この近江インバウンド推進協議会の負担金は、もう要らないんですか。

一般質問と絡みますので、そこはやめますが、この、昨年の120万円は、内容は今はよろしいですが、総額120万円、まず執行されたのかどうか、それから、計上していないということです。事業をやらないということなんです、それはまた後でに譲りますが、この近江インバウンド推進協議会の負担金となっておりますから、この20万円は必要ないのですか。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

昨年度、近江インバウンド推進事業というのが、去年から近江ツーリズムボード負担金という名称変更になりまして、20万円予算計上しておるのは、この名称が変更になったので、このまま近江ツーリズムボードの負担金というふうになっている事業です。

インバウンド事業につきまして、先ほど、今年度事業を執行しているのかと

いうことやったんですけれども、今年度につきましては執行の方はしております。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 どうしようかなと思ったんですけど、一般質問と絡みますので質問をやめようかと思ったんですけど、執行はしていないと今言われましたよね、本当に執行してないんですか。いや、今公の場で執行していないと言われたので、これは聞かざるを得ないので私は聞いているんですよ。私は、とりあえず120万円減になっているから、中身はいいですけど、平成30年度分の120万円は執行されたのですかと聞いたんですよ、そうしたら、課長は今「執行はしていない」とおっしゃったんです。それでこのインバウンド事業は、だから予算計上していないとおっしゃいましたが、名目が、近江インバウンド何だっけ、推進協議会が、あと、名前が変わったと。近江ツーリズムボード負担金ですか、に、変わったと。これはインバウンド事業ではないんですか。つまり、大きな事業のインバウンド事業などの名称はこちらに変わったということで、インバウンド事業そのものは継続しているんじゃないですか。まず、執行しなかったという答弁ですから、後のことは一般質問に譲りますが、なぜ執行しなかったんですか。本当に執行しなかったのか、どうですか。本会議ですから、きちっとしておきたいと思しますので、その点だけ答弁をお願いします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えをいたします。

先ほどの近江インバウンド推進事業の方なんですけれども、こちら、1市4町で取り組んでいるインバウンド事業でございます、こちらの方、彦根の商工会議所の方で事務局がありまして、今までは推進事業というものだったんですけれども、これがツーリズムボードと、名前は変わったんですけど、こちらもインバウンドをやっておられる事業に対する負担金でございます。

あと、本町のインバウンドの宿泊体験ツアー事業についての執行についてなんですけれども、当初から進める予定やったんですけども、ちょっと、旅館業法に基づく許可の取得について、ずっと取り組んでいたんですけども、いろいろ近藤邸等につきましては、施設の面積等によって、なかなかこの旅館業法の取得が厳しい点がありまして、この後、オリンピックの関係で住宅宿泊事業法というのが新法で制定されるということで、そちらの事業、新法によって、こ

の許可の取得をしようというふうに進めていたんですけれども、こちらに関しまして、家主不在型という、住んでいる人がいないと、こちらの登録が委託管理業者への委託が必要というような制限もかかってきまして、この事業に対しまして、この取得を、とりあえずしないと、今は2年間で施設の整備等は進めていたんですけれども、今後、整備によって、今後泊まっていただく方への周知等を、30年度で進める予定やったんですけれども、この許可がないのに、泊めるような方向に向けるのはちょっと難しいということで、今年度につきましては執行できていませんでした。

以上です。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号平成31年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第11号平成31年度豊郷町国民健康保険事業特別会計会計予算、議第13号平成31年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第14号平成31年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第12号平成31年度豊郷町下水道事業特別会計予算、議第15号平成31年度豊郷町水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**北川議長** 異議なしと認めます。よって、議第10号を予算決算常任委員会に、議第11号、議第13号及び議第14号を文教民生常任委員会に、議第12号及び議第15号を総務産業建設常任委員会に付託をすることに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。日程第21、請願第1号複合性局所疼痛症候群（CRPS）の難病指定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

**鈴木議員** 議長。

**北川議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 請願書を読み上げて説明にかえさせていただきます。

複合性局所疼痛症候群（CRPS）の難病指定を求める意見書の提出を求める請願、請願者、中澤敦子、住所、豊郷町吉田、紹介議員、鈴木勉市。

私は、複合性局所疼痛症候群（CRPS）の一種である反射性交感神経ジストロフィー（RSD）という病気にかかっています。そのきっかけは、交通事故で折った左足骨折でした。以来、痛みとの戦いで地獄の毎日が続き、今は左下肢機能が全廃し、車椅子生活を送っています。この病気は手足などに激しい持続的な痛みを伴います。ずきずき、焼けるような、切り裂かれるような激痛です。症状が手の部位であれば、痛みによって手が次第に使えなくなり、全く機能をなくす場合もあり、足の部位であれば痛みのため歩行困難になり、場合によっては車椅子やベッドでの生活を余儀なくされます。そのため、私を含め、多くの患者がそれまで従事していた仕事ができなくなったりします。また、難病指定がされていないことから、治療費等の経済的負担が重くのしかかる中で、日常生活が肉体的にも精神的にも非常に厳しい状況に置かれています。

CRPSという病気は、10万人に約5人といわれるまれな発症率ということもあり、これまで認知度が低く、長年診断がされなかった患者も多いのですが、難病に指定されれば社会に広く知れ渡ることになり、早期に診断・治療がなされ、症状が軽減されることが期待できます。CRPSは交通事故や外科手術、採決や点滴などにおける微妙な損傷等によって発症するとされていますが、どのようにして発症するのか、原因についても諸説があり、症状への対処が難しく、治療法はまだ未確定です。

このように、CRPSは難病指定の4要件、希少性、原因不明、効果的な治療法の未確立、生活面への長期にわたる支障を満たしています。つきましては、豊郷町議会におかれては、国に対してCRPSについて下記の事項に取り組むことを強く要望する意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき提出いただきますように請願をいたします。

- 1、複合性局所疼痛症候群（CRPS）を難病に指定すること。
- 2、早期に原因の解明や治療法の研究・確立を図ること。
- 3、患者の治療の経済的負担が軽減され、安心して治療を受けられるように支援すること。

以上であります。議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

北川議長  
議員  
北川議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

なし。

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 2 2、発議第 1 号議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は、この時計の 1 0 分からしたいと思います。

(午前 1 1 時 1 分 休憩)

(午前 1 1 時 1 1 分 再開)

北川議長 再開いたします。

日程第 2 3、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第 5 4 条、第 6 1 条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第 1 2 9 条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。

また、質問する時間は 1 人 3 0 分ですので、議員の皆さんはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

中島政幸君の質問を許します。

中島議員。

中島議員 それでは、一般質問に入ります。町長、教育長にお聞きいたします。

「母子手帳の電子化について」。

2 0 0 9 年に政府が発表したデジタル新時代に向けた新たな戦略で掲げた日本健康コミュニティー構想では、2 0 0 8 年に岩手県遠野市での母子健康手帳を電子化していたことで、妊婦が被災地を離れ、どこに里帰りしても安全に出産できたことから、災害に強いシステムを全国に広げるべきと考えが示されました。電子母子健康手帳に単なる母子にとっての子育て情報を提供するだけにとどまらず、災害時等には貴重な記録媒体として有効な手立てだと考えますが、町としての導入についての考えを問う。

1、平成 2 4 年度の改訂に伴い、本町の母子健康手帳はどのように見直され、

変更されたのか。

2、母子健康手帳の窓口はどこで、どのようにして交付されているのか。また、交付される場合、出産に向けて不安やお悩みなどがどのようにして対応しているのか。

3、電子母子健康手帳の導入に合わせて、父親を含めた家族などへの電子情報の提供ができるような仕組みづくりも、これからの子育て世代には必要と考えますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島政幸議員の母子健康手帳の電子化についてのご質問にお答えいたします。

まず1番の平成24年度の改訂による見直し、変更につきましては、主な改正点としましては、妊娠、分娩の際のリスクに関する情報の追記、妊婦健康診査記録欄の充実、妊産婦等の自由記載欄の拡充、成長発達の確認項目の一部について達成時期を記載する形式への改訂、新生児期聴覚検査の結果記載欄の追加、胆道閉塞症等の疾患早期発見のための新生児の便色カードの追加、平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づきます乳幼児身体発育曲線と幼児の身長・体重曲線の改正、任意記載ページの改正となっております。これを受けまして国の様式が改められましたので、国様式に沿う改訂を実施したところでございます。

2番の母子健康手帳の窓口につきましては、当課、医療保険課となります。交付につきましては、妊娠届出書を提出された際にお渡ししております。また、出産に向けての不安や悩みにつきましては、母子健康手帳発行時のおたずね票にて、父母の氏名、住所、出産予定日、出産予定医療機関、里帰りの予定などとあわせて妊婦の体調、環境、妊娠中に心配なこと、困りごとなどを聞き取り、ハイリスク妊産婦に関しては、要保護児童対策地域協議会と連携を図りつつ、子育て世代包括支援センター事業として支援プランを作成し、訪問、妊婦相談、乳幼児相談等の支援を実施しているところでございます。

また、3番の電子母子健康手帳につきましては、紛失等のおそれがない、子育て情報の発信を簡単にできる、家族間で子供の成長の記録を共有できるなどのメリットもある一方、クラウドを利用することで情報漏えいのリスクがあるほか、本町から電子母子健康手帳を利用できない市町村へ転出された場合に使用できなくなるなどのデメリットの方もございます。また、電子母子健康手帳を導入しても、当然ながら、現在発行しております紙の母子健康手帳も併用す

る必要があります、本町としての導入につきましては、県内他市町がいずれも導入に至っていない現状、及び利用者の利便性を考慮して、現時点での導入は考えておりませんが、他市町の動向を注視しつつ、導入に向けての研究は重ねてまいりたいと、現時点では考えております。

以上です。

中島議員 議長。

北川議長 はい、中島議員。

中島議員 それでは、再質問します。

2014年4月に厚生労働省が改訂された母子健康手帳内容にも、父親の記載欄などが新設されました。さらに内閣府調査では、78%の方が育児をするなら祖父母の近所で手助けを希望するとの調査結果が示されました。それらを受けて、多くの自治体が母子手帳にイクメンハンドブックを発行したり、広島県ではプラチナ世代の育児参加を後押しするため、「じいじ・ばあばのための孫育て応援ブック」などを発行しています。東京都でも、「父親ハンドブック」を発行して、父親の育児参加を啓発しており、残念ながらその周知、活用は少ないという情報を聞いております。

そのことを踏まえまして、乳幼児が穏やかな成長を支援するために、母子健康手帳を配布する際に、そのような電子母子健康手帳導入にあわせて、お父さんやおじいさん、おばあさんを含め、家族などの電子情報の提供ができるような仕組みづくりも考えてはどうかと思います。先ほども言いましたが、被災地に大きな役割を果たしたという事例もありますので、課長の方が前向きに導入を研究したいということなので、しっかりと研究していただいて、前向きに進めていただけたらと思いますけど、もう一度見解をよろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

北川議長 医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、全国での導入事例の方を幾つかお教えいただきました。現在、平成29年度の全国調査の方がありまして、電子母子健康手帳の導入を行っている自治体、全国1,741団体中回答があったのが1,207団体で、全国で80団体と全国の自治体の6.6%の導入率で、本町の同規模の1万人未満の自治体では272団体中7団体、2.6%と現時点ではかなり低率な状況になっておることとございます。ただ、現在も民間の無料アプリの方で母子健康手帳、母子健康手帳の副読本などが提供されておりますので、ITのツールのお得意な方についてはそれを活用されているのかなと現時点では考えております。

ただ、母子健康手帳、先ほども答弁しましたとおり、紙のベースの母子健康手帳がそのまま残ってしまうという面も、デメリットというわけではないんですけれども、紙とアプリの併用という形になりますので、現在、県内他市町村でも導入されております子育て支援アプリの方がありますので、県内の状況等を勘案しつつ、子育て支援アプリ、子育て支援担当課、教育委員会の方もありますし、児童福祉の担当課の保健福祉課の方もありますので、そちらの方と、先ほど災害に強いシステムづくりという方もありましたので、昨年と本年と自然災害がかなり頻発しておりますので、そちらにつきましては、当然、喫緊の課題と当課でも認識しておりますので、そことあわせて関係各課と協議して、できるだけ早期に答えが出せるように検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

中島議員 議長。

北川議長 はい。

中島議員 次に入ります。町長、教育長にお聞きいたします。

「待機児童の現状と今後の対策について」。過去に同僚議員が待機児童解消について町の見解をただすため、一般質問されてきましたが、町の待機児童の現状と今後の対策について答弁を求める。

1、平成30年度の待機児童数とその内訳は。

2、平成31年度の予測される待機児童数とその内訳と今後の対策は。

3、第4次豊郷町総合計画39ページで、今後の人口動向を踏まえながら、計画的な整備を進めますとあるが、計画的な整備は進められてきたのか。また、計画的整備とは何かお尋ねします。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 中島議員の待機児童の現状と今後の対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1の平成30年度の待機児童数とその内訳についてですが、昨年4月1日の時点での待機児童数は2名で、0歳児と2歳児が各1名という状況でした。

次に2の平成31年度の予測される待機児童数とその内訳と今後の対策についてですが、現段階では待機児童ということではありませんが、保育所への入所不承諾として通知させてもらっている人数で言えば、18名おられます。内訳としましては、0歳児が8名、1歳児が3名、2歳児が5名、3歳児が2名、合計18名という状況にあります。町としましても、これまで、保育士の確保

に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、今回、0歳児13名の申し込みをはじめとする合計185名の申し込みに対応するだけの保育士を現状では確保しきれなかったことから、やむを得ず18名の方に不承諾の通知を発送することとなったものです。現状のまま何も改善できなかった場合には、18名が入所できないこととなりますので、最悪の場合、待機児童が18名という事態に陥る可能性もあります。今後の対策としましては、引き続き保育士の確保に向けて取り組みを行うとともに、民間保育園の人材派遣による保育士確保についても、補助制度を創設して対応するなど、何とか人材の確保ができるように努力を続けてまいります。

また、3としまして、第4次豊郷町総合計画にある計画的な整備は進められていたのか、また計画的な整備とは何かとのお尋ねですけれども、第4次豊郷町総合計画として、平成21年度からの10年間を見据え、計画策定が進められた当時におきましては、これからの人口動向を踏まえて、愛里保育園の収容園児数が拡大した場合には、必要に応じ、生きがいデイサービス部分から保育園に転用した部分を整備することで対応することも視野に入れて、計画に記載されたものと考えております。ただ、これまでは、転用部分を整備して受け入れ対応を図るというのではなく、園児が入る保育室を人数によって配置を変えることで対応してこれた部分がありますし、関連としまして、幼稚園では教室を増築整備することで、受け入れ園児数の拡大を図ってきた部分もあります。ほかには、保育園の運動場を拡張整備するなどがされてきたというところです。

以上です。よろしく申し上げます。

中島議員 議長。

北川議長 中島議員。

中島議員 前回、委員会で少し資料も見せていただきましたけど、平成29年3月議会で同僚議員が一般質問の回答の中で、28年、29年は0、30年度は今おっしゃったように0歳児と2歳児の2名という形で、待機児童が増えているということです。今年はいろいろな要因があつて、保育士が不足している、確保できるべき保育士が確保できなかったところも聞いておりますが、町としては、そういうことが起きるのではないかとという予測はされていなかったのか。

それと、第4次の総合計画の中でも、人口動向とかも踏まえながら、いろいろな要因を加味しながら、整備を進めていかれなかった感じも受けないでもない。今年度は18名の方が現在のところ不承諾という形で、このまま行けば18名の待機児童が生まれてくるという形になります。豊郷町が発行されている移住促進のパンフレットの表紙にも、「一番小さな町から一番大きな安心を、滋賀

イチの町、豊郷町」と書いておられます。定住を促進するためにいろいろな策を練っておられ、18歳までの医療費無料化や義務教育課程の給食費無償化など、いろいろと進める中で、豊郷町を選んでいただいて移住されたのに、保育園に子供が入れられなかったという話では本末転倒ではないかと考えますので、早急な対応をお願いして、今現在不承諾である18名の方が必ず入れるような策をしっかりと練られているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

この解消について、どのように取り組んでいるのかということが、先の全協でもご説明させていただきましたとおり、大変厳しい状況が続いております。一番最初に、こういった事態が全く今まで予測しなかったのかということですが、毎回保育士の補充ということで募集をかけても人が来ていただけないという現状が続いておりましたので、それと、この近辺の他市の取り組み等も踏まえて、処遇改善ということで、この春からは大幅な改善も実施するというので、先に進めさせていただいているところです。そういうことも踏まえて、何とか保育士さんの確保を、現状を最低限維持して、なおかつ増員を図りたいという思いで進んでおったのですが、言いわけは前回の全協でも説明させていただきましたとおり、現場に保育士さんがおられないという、これは、豊郷町の愛里保育園だけではなくて崇徳保育園、豊郷の子供をどちらで預らせていただいても同様の形ですので、両方で保育士さんが不足している現状から、人材派遣に頼ってでも民間保育士さんの方の確保をしたいという、今現在、お願いも進めもしておるところなので、ご理解いただきたいと思います。

また、現状におきましても、意思決定がはっきりしない部分の臨時職員さんにつきましても、嘱託として長時間の勤務をしていただけないかということの粘り強い折衝もさせていただいておりますので、もうしばらく、町としましては、待機児童0を目指して取り組んでおるところですので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

中島議員 議長。

北川議長 中島議員。

中島議員 いろんな策を練られて、保育士確保に向けて努力されると思います。今回、保育士さんの給与の改定もあると聞いておりますが、ほかにその部分だけでも、私も保育士の友達、何人かおりますが、聞いてみれば、やっぱり労働力に合わせて対価が割に合わないというのが、ほぼそんな回答が得られます。東京とか

でも、それに含めて、そういうところの補助をしたり、いろんな策を考えられて、いろんなところで保育士を確保するためにいろんな努力をされていると思います。今後、働く女性の仕事と子育ての両立の観点からも、待機児童は0であるべきだと考えますので、しっかりと対応して、0に向けて頑張ってくださいと思います。答弁はよろしいです。

**中島議員** 次に入ります。町長にお聞きいたします。

「すまいるたうんばすの運行について」。過去に同僚議員が運転免許証自主返納者に対するサービスの中で、すまいるたうんばすの運行を、町内にとどまらずJRの最寄りの駅まで延長しては同化との質問があり、法律の関係で町外に出るのが難しいとの答弁でありました。その後、道路運送車両法等調べた結果、町外に出られない根拠はないということがわかりました。そこで、再度、すまいるたうんばすの運行を町内にとどまらず、JRの最寄りの駅まで延長すべきと考えるが、町の見解をお聞きします。

**企画振興課長** 議長。

**北川議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、中島議員の「すまいるたうんばすの運行について」、まず私の方からは、おわびと訂正をさせていただきたいと思います。

前回までの私の答弁で、すまいるたうんばすが町外に出られない理由としまして、車両運送法等々と答弁させていただいておりましたが、法律の名前は正確には道路運送法でございます。また、法律に規定されている内容としましては、有償で運送される交通手段について規定されるものでありまして、お尋ねのような無償での輸送に関しては規制の対象外となっております。町外に出られない理由としましては当たらず、不正確な答弁となりましたことについて、おわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

改めまして、すまいるたうんばすの範囲拡大については、担当課からお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

**保健福祉課長** 議長。

**北川議長** 岩崎保健福祉課長。

**保健福祉課長** それでは、改めまして中島議員の「すまいるたうんばすの運行について」お答えいたします。

まずはじめに、すまいるたうんばすは高齢者、おおむね65歳以上ですけれども、をはじめ、障害者福祉サービスの一環として、町内の医療機関やスーパーでの買い物等の利便性を図ることを目的とした福祉バスであります。基本的には町外に出ることは想定しておらず、それに伴い、工夫を凝らした中でのバ

スの時刻表が作成されております。以上のことから、12月の議会で企画振興課長から延長しない旨の答弁をさせていただいたところであります。

JRの最寄り駅まで延長すべきだという質問をいただきましたので、まず、社会福祉協議会と関係機関との調整がつきましたら、試験的にJRの最寄り駅までの運行を考えております。よろしく願いいたします。

中島議員 議長。

北川議長 はい、中島議員、再質問。

中島議員 前向きに考えていただくということで、ありがとうございます。現在、1市4町で交通活性化協議会、あと、ほかにもバス、タクシーなどの旅客運送事業所などの協議、話し合いも必要と考えますが、あと、今の委託先、協議いただいて、前向きにそれが運用できるようにしっかりと進めていっていただきたいと思っております。よろしく願いします。

以上です。

北川議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 一般質問をいたします。

まず、来年度の国保税はどうなるのかお尋ねいたします。平成30年12月3日付の県の資料によると、来年度の仮係数による標準保険料の算定結果では、豊郷町は今年度と比べて4,165円下がることになっていましたが、

1つ、確定数値がどうなったか明らかにされたい。

2つ、来年度の国保税の見込みはどうなるのか。資産割の廃止の検討も含めて明らかにしていただきたいと思っております。

2つ目、障害のある人も安心・安全に暮らせるまちづくりについて質問いたします。昨年の3月には、豊郷町第3次障害基本計画が策定されていますが、具体的な問題について問います。

1、重度の障害、例えば四肢障害の方も愛のりタクシーが利用できるようにされたい。

2つ目、がん検診なども重度の障害、四肢障害の方も受けられるようにしていただきたい。

3つ目、障害者支援施設がいずれの現状、例えば、入所者数や年齢別支援状況などを資料にて明らかにされたい。

3つ目、地域包括支援センターの機能強化と体制の充実を求めます。地域包括支援センターは、介護保険法第115条に基づき設置されていますが、今、

そのあり方が質、量ともに問われています。

そこで、1、支援センターの組織的な位置づけを明らかにしていただきたい。

2、支援センターの目的、職員の現状、資格などについて明らかにしていただきたい。

4つ目、12歳以下のインフルエンザ注射への補助を求めます。今年の冬はインフルエンザの患者が大幅に増加し、警報も出されましたが、12歳以下の小児は通常2回の接種が必要で、インフルエンザ接種は自由診療のため、その診療費用はそれぞれの診療機関が定めるためにさまざまありますが、平均1回につき4,000円から5,000円といわれています。そこで、12歳以下のインフルエンザ注射の接種に補助制度の検討を求めます。

5つ目、公共施設に電気自動車充電器の設置を求めます。地球環境に優しい電気自動車の普及が推奨されていますが、町内には電気自動車の充電器、急速充電器がありませんので、公共施設にその設置の検討を求めます。

次に6つ目、インバウンド事業の進捗について問います。インバウンド事業につき、これまでの全ての事業費、年度別事業米、筆耕額など、また、これまでの実績、年度別、月別宿泊数、国別、男女別などを資料にて提出を求めます。

最後7つ目です。「豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについて」のその後の検証がどうなったのか問います。昨年の9月議会で、豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについての検証を問いましたが、その後の検証がどうなったのか、具体的に説明を求めます。

以上です。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質問の、一括で全てお答えさせていただきます。

まず、「来年度の国保税はどうなるのか」のご質問のうち、1番についてお答えいたします。1番の確定数値につきましては、確定計数に伴います保険料の算定結果でございますけれども、平成30年度の1人当たり保険料額11万7,130円に對しまして、平成31年度の1人当たり保険料額は11万2,630円ということで、4,500円の減額、率にして3.84%の減率となっております。県内で減額となったのは本町のみとなります。

こちらにつきましては以上です。

続きまして、「障害のある人も安心、安全に暮らせるまちづくりを」のご質問のうち、②番のがん健診などを受けられるようにすることについてお答えいたします。現在、本町で実施しておりますがん健診は胃がん検診、大腸がん検

診、乳がん検診、子宮頸がん検診及び肺がん検診の5種類となっております。うち、乳がん及び子宮頸がんの検診につきましては、医療機関での検診を実施しております。障害の程度にもよりますが、各医療機関で対応いただけたと考えております。また、大腸がん検診につきましては、便を提出していただく形となりますので、対応可能であると考えております。胃がん検診につきましては、レントゲン撮影時に体の向きをスムーズに変えられない方については、転落のリスクがあるため受診していただけません。また、肺がん検診についても、検診車への乗りおろぎできない方、立位の保持が困難な方につきましては、受診していただけません。ただ、胃がん検診につきましては、平成32年度から医療機関での内視鏡検査の実施に向けて、現在、彦根、愛知、犬上郡の4町で検討作業の方を行っているところでございます。また、肺がん車の検診への乗りおろぎにつきましては、検診業者が車椅子対応のリフト車を保有しておりますので、事前に連絡いただければ調整の方は可能となっております。胃がん検診につきましても、内視鏡の方も開始するんですけれども、内視鏡が利用できない方については、受診はしていただくことができません。全ての検診に言えることですが、検査の方法等により、本町が実施する集団、個別のがん検診では対応できない現状がありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、「地域包括支援センターの機能強化と体制の充実を」についてお答えいたします。まず1の地域包括支援センターの組織的な位置づけにつきましては、豊郷町処務規則第8条にて、医療保険課の分掌事務が規定されておりますが、このうち第2号介護保険係ウに地域包括支援センターに関する事となっており、医療保険課内に位置づけられていると、現時点で認識しております。

2の地域包括支援センターの目的、職員の現状、資格も含めてでございますけれども、豊郷町地域包括支援センター設置規則第1条にございまして、地域住民の心身の健康の保持、及び生活の安定のために必要な包括的な支援を行うことにより、その保健医療の向上及び自立した日常生活を営むことができるよう支援することが設置の目的となっております。職員の現状、資格につきましては、職員4名、正規職員が保健師、主任介護支援専門員が各1名ずつ、臨時職員の介護支援専門員と事務職員が1名ずつとなっております。なお、もう1名につきましては、社会福祉士がおりますが、現在育児休業中であります。以上です。

続きまして、「12歳以下のインフルエンザ注射への補助を」についてお答

えいたします。12月議会定例会におきまして、中島議員の一般質問にお答えしたとおり、現時点でのインフルエンザ予防接種への助成は考えておりません。繰り返しの答えにはなりますけれども、現在、国、滋賀県においても65歳未満の方への予防接種費助成によるインフルエンザ予防対策が講じられていない現状もございます。また、インフルエンザワクチンの製造数の限界、管内医療機関でのワクチンの確保が年々厳しくなっている状況等を踏まえ、また、仮に助成するとなると、償還払いにより対応する場合の事務量、医療機関からの請求にする場合の滋賀県医師会、彦根医師会との協議等、解決すべき課題を踏まえつつ、今後も研究の方をしてまいりたいと現時点では考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

**税務課長** 議長。

**北川議長** 西山税務課長。

**税務課長** 鈴木議員の「来年度の国保税はどうなるのか」の②の来年度の保険税の見込み及び資産割の廃止の検討を含めて明らかにされたいについて、税務課の方からお答えいたします。

今回、資産割の廃止に向けて、県の納付金をもとに試算した結果、14%の世帯の方の増額が見込まれることから、来年度の国保税の資産割については、前回の計画どおり、毎年減少させていく考えで、被保険者のほぼ全世界帯の税額が減少する見込みでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**企画振興課長** 議長。

**北川議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、私の方からは、「障害のある人も安心・安全に暮らせるまちづくりを」の1番目についてお答えさせていただきます。

障害のある方の愛のりタクシーの利用につきましては、時刻表、路線図のパンフレットの利用上の注意の欄にも記載してございますが、運行車両は全て車椅子でのご利用が可能となっております。それに加えて、リフトつき車両も1台ございますので、配車の都合や乗り合いの都合があれば、そちらの利用も可能な場合がございますので、予約の際にご相談いただければと思います。また、料金につきましても、ご本人と介助者と2人で乗車される場合は、2人で1人分の料金になるように割り引きもございますので、予約の際に運行事業者にその旨、お知らせいただければと思います。

以上のことから、既に対応しておると考えておりますが、サービス向上のため

め、今後ともお気づきの点がありましたらお知らせいただけると助かります。

以上です。

保健福祉課長 議長。

北川議長 岩崎保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の「障害のある人も安心・安全に暮らせるまちづくり」の3の障害者支援施設かいぜ寮の現状を、資料にて明らかにされたいとのご質問にお答えいたします。

先に提出しております資料でもってお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、私の方から、鈴木議員の「公共施設に電気自動車充電器の設置を」と「豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについて」の検証につきましての2つのご質問にお答えしたいと思います。

電気自動車の普及が伸びる一方であると思われることから、公共施設の電気自動車の充電の設置につきましては、ご指摘のとおり、公共施設へ今後必要性が問われてくるとは考えております。今後は、設置に伴います条件を整理し、整い次第、設置に向けて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

もう1点、豊栄のさと駐車場拡張工事のてんまつの検証でございますけれども、この問題の発端になった担当職員につきましては、その処分について現在、懲戒審査委員会を開催し、審査を行っていただいているところでございます。また、先の議会でのご質問をいただきました際に、職員が閉塞感を感じる環境という点もご指摘いただきました。その点につきましても、現在、職員アンケートで業務量調査等を含めまして実施し、今後、集計を通して、風通しのよい職場づくりの参考になればと考えておるところでございます。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方から、インバウンド事業の進捗を問うについてお答えいたします。

1のこれまでの事業費についてですが、平成28年度はインバウンド宿泊施設整備費として200万円、こちらの方は安食西の近藤邸の施設整備費です。インバウンド宿泊体験ツアー業務委託事業として99万3,600円、こちらの方は、旧校舍群展示室の英語版翻訳や英語版観光マップの作成に関する委託費です。平成29年度はインバウンド宿泊施設整備費として200万円、こちら

は吉田のおむすびという古民家の施設整備費です。それとインバウンド宿泊体験ツアー業務委託事業として295万9,200円、主に旧校舎群展示室の英語版パンフレットの作成や豊郷駅駅舎観光案内マップの作成などに関する委託費です。

2のこれまでの実績についてですが、近藤邸の利用実績は、平成29年度は1年間で3回、合計43名、平成30年度は1年間で5回、合計44名の利用がありました。

続きまして、吉田のおむすびの利用実績は、平成30年度で1年間で4回、合計27名の利用がありました。それと、近藤邸においては、平成30年の10月から町内企業で外国人実習生の受け入れがあり、その実習生と指導員の宿泊場所としての利用がありました。

以上です。

**鈴木議員** 議長。

**北川議長** はい、鈴木議員。

**鈴木議員** まず国保ですが、今、全国で国民健康保険料の高騰が大きな問題になっています。その根本原因は、国が財政責任を放棄していること、また、国保加入者が当初の国保制度が始まったときの自営業者や農業者ではなしに、その構成が大きく変わっていること、その中で国保加入者の貧困化、高齢化、中小化の中で引き起こされている。それらの改善を求めて、全国知事会等の行政団体も国の負担割合の引き上げを求めるといふ提言、要望を何度も出されています。まず最初に、国保高騰化の第一義的な責任が国にあることを指摘しておきたいと思います。

そこで、回答は、うちの町は来年度4,500円引き下げられるということでありました。1月30日付の県の資料を見ますと、先ほどもありましたが、県下で保険料が下がりましたのは豊郷町だけです。例えば、日野町、草津市、長浜市では1万4,000円強の値上げということになり、お隣の甲良町が2,978円、多賀町では9,837円、愛荘町では9,608円の確定の値上げになると示されています。町民の立場に立てば、もちろん下がる方がいいではありませんが、問題は、来年の引き下げは町の主体的な努力によるものではなく、先ほども説明がありましたが、前期高齢者基金の交付金や国や県からのさまざまな要因が重なって、結果的に引き下げられたものであって、来年度も今年度同様の保険料が維持されていくという保証はありません。そこで、町の主体的な努力による国保税の引き続き引き下げを重ねて求めるものであります。

1つは、今から言えば鬼が笑ってどうなるかわかりませんが、今年度

は4,500円下がるわけでありますから、まず最低限、来年度も今年度の税額、基金を活用してでも維持していくということを求めたいと思います。

2つ目は、これまで12月議会でも国保基金を活用して資産割をなくすこと、先ほど資産割では14%なくすと上がる方がおられるので、今年度は全世帯が下がるので、当面、資産割はなくすことはしないという回答だったと思いますが、軽減なし世帯へ還元することなどの実施に向けて、具体的な検討を再度求めておきたいと思います。回答を求めます。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

来年度の確定係数に伴います保険料につきましては、現時点でわからないというのは、当然の話でございます。ただ、今年度と今年度の県内の状況を鑑みますと、県内全体での納付金の1人当たりが1万1,782円、約9%上昇している現状を鑑みますと、おそらく来年度は相当上がるであろうと現時点では覚悟しているところでございます。ただ、今年度と同額を維持しようとしますと、例えば来年度1万円上がったとしたら、4,500円分も含めて、1万4,500円で被保険者数がおおむね1,800人と試算しますと、約2,000万弱の基金が必要となります。今年度末決算の状況で基金の方が5,100万円程度現時点では見込んでおりますけれども、今回の段階で、来年度保険税で基金を、例えば2,000万円使ってしまうと、残が3,000万しかない、平成36年度以降に県内統一保険料になっていくところもありますけれども、そこまで一定基金の方は残しつつ、今年度の運営の方はしてまいりたいと現時点では考えておりますので、来年度の上げ幅がわかった段階でどこまで基金を投入できるのか、今年度の税額程度と言われるとかなり厳しい状況があるのはご認識いただければと思いますけれども、できるだけ上げ幅の少ないような、被保険者の皆さんにあまり影響の出ない程度の基金の活用については、今後も国民健康保険運営協議会の方を含めまして検討してまいりたいと考えております。

あと、資産割につきましては、4方式から3方式までの変更につきましてはですが、来年度の確定係数を見て、3方式に変更した場合の保険料が下がるおうち、4方式を維持した方が下がるおうち、そこら辺の数の現状がどうなるかわかりませんが、できるだけ早い段階で3方式の方には移行したいと考えておりますので、段階的な廃止が現時点では軸にはなってきますが、一括廃止を含めて、今後、来年度の仮係数、確定係数を見極めながら、検討してま

いりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 愛のりタクシーですが、ここにパンフレットもありますが、確かにパンフレットのここに、通行車両は全て車椅子でご利用できます。電動車椅子等は重量等により対応できない場合がありますのでご注意くださいと書かれています。ただ、実際利用できなかったケースがあったことをご紹介だけしておきたいと思います。その方は重度の下肢障害をお持ちで、家族の方が車椅子であることを電話で確認をお願いしたいということで、車が来たそうです、ところが、いざ乗ろうと思ったら、ドライバーからあなたはだめですと言われて乗れなかったということがあったそうであります。その方の場合は、スロープがないと乗車できないのですが、結果的には利用できなかったようでありますから、先ほど答弁にもありましたが、後ほど事実確認というか、事実調査をお願いして、対応をお願いしておきたいと思います。

次に、がん検診であります。先ほども言いましたが、町が行っているがん検診では、車にスロープがありませんので、車椅子の方が受診できないと。この方がおっしゃるのは、町は無料でやっているというけど、私らが受けられへんと非常に怒っておられました。私も大変勉強になったのですが、また、先ほど答弁にもありましたが、下肢に障害があったり、上肢に障害があっても力が入らない方が胃がん検診などを受けることができないと。だから、私も非常に勉強させてもらいましたが、今の制度の中でも障害のある方も含めて、まだ今の検診体制の中から漏れているという方がおられるということがわかりました。そういう意味で障害の方も安心して受けられるような体制を整備していただきたいと思うんですが、先ほどのお話ですと、例えば、愛のりタクシーにしろ、それから車椅子の受診にしろ、この方がおっしゃっておられたのは、なかなかそれでもいけるということが伝わっていないということで、受けることさえ知っていない方もおられるのではないかというお話でしたので、先ほど答弁のあったところをきちんと啓発をしていただきたいと思いますが、そのことについて答弁を求めておきたいと思います。

それから、かいぜ寮の問題ですが、資料をいただきました。1市4町で運営していますが、この資料を見ても、非常に問題点がこれだけでも明らかになりますが、かいぜ寮の問題につきましては、もう一度、この資料を精査して、また次の機会に議論をさせていただきたいと。ただ、どういう声が寄せされてい

るかといいますと、かいぜ寮が本当に障害者施設になっているんだろうかどうかという疑問があります。私も3年ほどたんぼぼ作業所という障害者施設で勤務したことがあるんですが、例えば、この両方を見ても、長期で入院されている方が半分ぐらいおられますし、食事形態を見ても、普通食の方が半分もおられないという状況になっておりますから、果たして、この施設のあり方そのものをもう一度検討していく必要があるのではないかと思います。またこの問題は後日に議論したいと思いますが、愛のりタクシーとがん検診について、きちんと、先ほど説明のあったところを啓発していただきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

車椅子の利用につきまして、愛のりタクシー、お断りがあったというお話もいただきましたので、再度、事務局である彦根市を通じまして、運行事業者の方にしっかりと乗れるようにということで、申し入れをさせていただきたいと思っております。また、啓発についても順次やっていきたいと思っております。

以上です。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

がん検診の啓発ということでご指摘いただきました。確かにがん検診のご案内というのを毎年全戸配布させていただいているんですけども、特に障害をお持ちの方はこういうふうにしてくださいというご案内の方が抜けておりました。今年度、来年度の作成でもし間に合えば、当然、障害をお持ちの方の検診の受け方については、啓発の方、させていただきたいと思っておりますし、広報等今後啓発の方は充実させていただきたいと思っておりますので、ご理解の方をよろしくをお願いします。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 包括センターの問題で再質問を行います。

地域包括ケアとは、先ほどもご説明がありましたが、地域住民が住みなれた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように支援することとされています。その役割は非常に大きなものが今もあり、体制の整

備やセンターの充実、強化が求められています。システムの構築は介護保険法でも自治体の責務とされていますが、本町における地域包括支援センターの現状について見ておきたいと思います。

1つは、2月13日付の中日新聞にこのような記事が掲載されました。「障害福祉65歳切りかえ問題継続の可否、自治体任せ」という記事であります。障害福祉サービスを受けている人が65歳になると、介護保険のサービスへの切りかえを自治体から求められると。しかし、制度が異なり、今まで受けていたサービスが受けられなくなったり、自己負担が増えたりするとされています。その一方で、この中でも、厚生労働省は一律に介護サービスを優先するのではなく、障害者の意向をくみ取り、適切に判断するようにとの通達を、2007年と2015年に出していることも明らかにしています。ところが、本町でもこの指摘されたようなケースがありましたので、紹介いたしております。本町でも、保健福祉課と医療保険課、包括センターの三者が対応されていましたが、なかなか障害をお持ちの当事者との意思疎通がうまくいかずに、さまざまな問題があったようであります。最近、相談がありまして、当面は従来どおり障害福祉サービスでいくことが確認されましたが、実はこの方の場合、解決までに二、三年かかっているんです。最近やっと関係者の努力で解決を見ました。

2つ目の例は、70歳を過ぎてひとり暮らしの方が、さまざまな複合的な理由で日常生活を送ることが困難になって、どうしようかという相談がありました。この方、けがもされて入院され、病院の医師がこの方をまたこの場でひとり暮らしをさせることは命にもかかわるという見解を持っておられましたが、このケースにも三者が対応されていましたが、結論が出るまでおおよそ10カ月かかりました。今、この方は施設で生活をされていますが、問題は、なぜこのような対応が遅れるかであります。

先ほど、地域包括支援センターは医療保険課の中に位置づけされているとありましたが、今年度の役場の体制図を見ますと、例えば、いきがい協働センター長は産業振興課長が兼務とされています。地域総合センター長は人権政策課長補佐が兼務という体制になっていますが、地域包括支援センターにはセンター長という位置づけがされていません。組織図では置かれていません。ところが、豊郷町地域包括支援センター設置規則を見ますと、そこには包括支援センターにセンター長及び必要な職員を置くとされています。

ここで問います。なぜ今まで地域包括支援センターにセンター長が置かれなかったのか。来年度からぜひ地域包括支援センターのセンター長を明らかにして、協議をすることは大切であると思いますから、かつ迅速に対応できるよう

に体制の整備を求めますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まさに今ご指摘を受けたところで、私も昨年度まで医療保険課長として実際に運営してきた中でのご指摘を受けたところで、大変私も申しわけないと思っておるところでございます。今までの私の経験も踏まえまして、今度の人事には保健福祉課、医療保険課にまたがった部分がたくさんあるということも十分把握、承知しておりますので、その部分のセンター長的な役割についても、皆様にできるだけご迷惑のかからないような対応で臨みたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 インフルエンザですが、さまざまな理由がありましたが、やはり、1人5,000円だとすると、お子さんが1人5,000円で1万円ですよ。お子さんが3人おられたら3万円かかるんです。結果的にどうしても控えてしまう。私はせめて一部補助でも含めて検討できないかということを経験したつもりになって、そこまで言えませんでした。65歳以上はあれですが、3万円の負担になると非常に子育て世帯、重圧感があると思いますので、重ねて、せめて一部補助の検討もできないか、回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番鈴木議員さんの再質問にお答えします。

私、昨年、全国町村長会の代表として、インフルエンザの有識者会議の一員になっておりまして、ただ、増産ができないというのが一番の難題です。大体7月ぐらいから、今年はどういうものがはやっていく、A型がはやっていくかB型か、いろんな形の中で予測を立てられて、短期間でインフルエンザワクチンをつくられると。そうしますと、今おっしゃったように13歳以下は2回で、それ以上の方は1回と言っておられますけれども、13歳以上の方でも2回受けておられる方がありますし、そうしますと、なかなか受けたくても受けられない方が相当出てくるのが火を見るより明らかということで、先ほどおっしゃいましたように、無料や言ってもわれらは無料やないやんけという形にもなります。なかなかインフルエンザは難しい。今年もB型からA型に2月から変わってきたというふうなうわさも聞いておりますので、また十分勉強させて

いただいた中で、やっぱり検討していかなければならないという難しい問題がございますので、その点だけご理解いただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、電気自動車の件ですが、実はこれ、去年の台風があった後に相談があったんです。停電になってどこも行けないと。町外へ行かれたそうです。簡単な相談なんですけど、何とかならへんのかと。先ほど検討していただけたということでしたので、なるほどなと私、思ったんですが、例えば、旧の豊小群とか豊栄のさととか体育館とか、そういうところに1つでも設置していただければ、そういう利用ができるのではないかと思いますけど、重ねて具体的な検討を求めたいと思いますが、もう一度回答をお願いいたします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

このご質問を受けまして、私も電気自動車に関する知識が大分なかったもので、いろいろと勉強させていただいた中で、この電気自動車の充電を踏まえますと、先ほどご指摘があったように、災害時の逆に電気自動車からの電源供給という部分についてもできるというようなこともありまして、今現在、国の方におきましては31年度から、災害時の電気供給を車から受けるという部分も含めての補助制度をつくっておられると情報収集をさせていただきました。そういう部分からしますと、今ほどおっしゃっていただいたような豊郷小学校旧校舎群等についての設置につきましては、観光客も多いということから、なかなか補助制度を乗せていくことについて、十分検討し得ることではないかと考えておりますので、今後、また設置場所等については、十分皆様のご議論にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 次にインバウンドですが、先ほどの質疑の続きになるかもしれませんが、1つお尋ねいたしますが、去年は実施しなかったというお答えでした。であれば、一般会計補正予算議第70号で、その120万は実施していないのですから落とすべきですよ。町長が各事業の精算だとおっしゃったのはよくわかります。そのとおりです。ところが、120万実施しなかったと言われながら、この補

正予算では120万落とされていないんですが、なぜだか、まずそれをお聞きいたします。

それから、次に、来年度の重要施策や予算に、探してもインバウンド事業がなかったのですが、先ほどの話では事業を廃止したと、もう事業をされないわけですよ。予算がないということは、もう事業をしないということです。なぜ事業をされないのかお聞きいたします。いただいたこの資料でもう十分成果が上がったと、成果があったということで、もう事業はされないのか、この内容では、これからも事業を継続しても、その効果が認められないということで、来年度実施しないということになったのか、どういう意味で来年度事業を廃止したのか、説明を求めます。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

なぜ、今回の補正で落とさなかったということなんですかけれども、一応、3月末まで期間がありまして、この中で何かできるものがあつたら取り組みたいとは思っていたんですけれども、今、まだそのようなことがなかったということで、先ほど説明させていただいたとおりです。また、事業をしないということで、その理由がどういうことかということですが、2年間ずっとインバウンド事業について取り組んでまいりました。豊郷の観光資源の中で、外国人さんに受け入れられるような取り組みはないかということで、まちづくり委員会、そして、ワオナスという事業者と協議もしてまいりましたが、宿泊事業までにつながる取り組みというのが、なかなか難しいというのがありまして、今後については、別に日帰り等について、今まで制作したパンフレットやマップは利用していきながら、宿泊じゃなくても日帰りをされている外国人の方等の利活用は今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 はい、鈴木議員。

鈴木議員 これ、地域創生事業ですよ。地域創生がなくなったらどうするんやという質問に対して、それは、効果があるので継続していくということで、今も継続されているわけです。今のお話だと、もうインバウンド宿泊事業はだめだと、できないと。で、日帰りに変えるんだということですか。私は、成果主義は求めませんが、誰が見ても200万、200万、400万、300万、700万、800万の事業投資をしているわけです。無駄遣いというのは、箱物、建

物だけではないと思います。この事業を見られて、町民の方がどう判断されるかです。800万、900万事業を投資して、例えば、今年度、平成30年度3名ではないですか。近藤邸、おむすびの利用を見ても、外国人の方はほとんどおられないではないですか。常識的に見て、これ、インバウンド事業とはいえないでしょう。だから、大事なのは、事業には失敗、成功はあると思うんです。そこから何を学んで次の事業にどうつないでいくかということではないですか。私、この問題で2度一般質問しています。こういうことにならないように、平成29年度の設備については凍結したらどうかと質問しました。覚えてられると思います。いや、予定どおり、これは事業効果だからやりたいという答弁でした。その結果がこれでしょう。挙げ句の果ては新年度は事業をしないと。であれば、きちっと総括とこれからの問題について明らかにされるべきだと思います。その責任があると思いますが、いかがですか。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当初は、近藤邸では部屋数が10部屋あるということで、もし、20人程度のインバウンドのお客さんがあったら利用、また、おむすびについては1棟貸しの家族利用等も考えて整備の方をさせていただきました。しかし、今取り組んでいった中で、宿泊事業までの観光の誘客というのは難しいという点もございまして、事業をやめるとかいうのではなくて、またこの点につきましては、まちづくりの実行委員さんとも協議しながら、利活用についてどのような方法がいいかというのは、探っていきながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後になりますが、豊栄のさとのてんまつの問題について、質問させていただきます。

昨年の9月議会で同じような趣旨の質問をさせていただきました。今、対象職員の審査委員会を開いているという答弁でありましたが、昨年の9月議会での総務課長の答弁は、職員としての法令遵守等の基礎を徹底し、その上で相談しやすい環境づくりを進めたい。服務規程等に反し、財務規則違反等の記文の価値観だけで仕事をするという職員もいたことを反省し、厳しく対処したい。教育次長の方からは、役務過程での協議、相談はもちろんだが、伝票決済においても必要な改善を進めている、風通しのいい職場をつくっていきたいとの答

弁でありました。また、町長からは、規律はしっかり守るのが一番大切、今度は自治法違反という可能性もあります。組織はしっかり規律は守って、お互いに明るく牽制し合って、組織が統一され、しっかり意思伝達ができる豊郷町でありたいと思いますという回答でありました。私も、議事録を読み返しまして、町長の答弁には全く同感であります。

そこで質問です。町長がおっしゃる規律、法令、条例も法令であります、行政は法の担保によって執行されます。規律、法令を守るというコンプライアンスの問題、組織が統一され、意思伝達がされるというガバナンスの問題を今後、強化していくために、町長がおっしゃられる自治法違反の可能性、総務課長が言う財務規則違反の疑義がある今回の問題を最終的にどう解決していくのか、このてんまつ書だけで終わるのか、先ほど審査委員会を開いているということでありましたが、それだけではなしに、コンプライアンスとガバナンスをどう両立させていくのか、回答を求めます。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

私の方から、今ほど法令遵守、またガバナンスの部分でお聞きしていただきましたけれども、そういう部分では今までの経緯を見ますと、結局、議員の皆様のご理解のもとといいますかご協力のもと、何とか臨時議会で通していただいて、事業だけは何とか完成させようやないかという思いでしていただいたところで、それに乗って事業的には終わるのかなという思いだけで、その職員は結局、今回、混乱を起こしたという部分だけだと、懲戒処分については、また過去の事例を見てみますと、戒告等の部分になってまいります。ただ、今までにその職員については懲戒処分、停職、減給で2回、また口頭注意だけでも数回しておるとい部分から、過重的な処分をせざるを得んやろうという意見になっておるところでございます。そういう中で、やはり、その理由といたしましては、5月の病気休暇からの復職以降の勤務態度、また、他の職員からの意見の聴取等も含めまして、それぞれの意見を聞きながら、どうしていったらいいのかということ、ガバナンスの部分で何とかみんなの統制をとりたいたいという部分もございましたので、現在の状況になったということでございます。この懲戒審査委員会の中では、そういうところ辺も重視して、結論を出されると聞いておるところでございます。

また、今後のこともございます。そういう部分では、懲戒処分につきましては、減給、戒告、停職、免職という部分にしかない。じゃ、今後、その職員

についての対応をどうするかということにつきましても、やはり分限処分において厳しく対応していくことが、コンプライアンス、ガバナンスの対応になるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後にしますが、てんまつ書で言われたのが、閉塞感のない職場をどうするかというのが1つの提起でありました。閉塞感のない職場ですから、風通しのいい職場をつくることになります。じゃ、風通しのいい職場とはどういう職場か、先ほど言いましたが、行政の執行には法の担保がなければなりません。閉塞感のない職場、風通しのいい職場の基礎になるのはコンプライアンス、法令の遵守があります。これがあってこそその閉塞感のない職場づくりができるんだろうと思います。その意味において、まずは、職員の法令遵守について、徹底した職員研修を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

北川議長 はい、町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

やはり、おっしゃるように職員は法令遵守であり、そして、管理職会議でも申しておりますように、お互いが相互牽制するというのが一番大切であると思います。そういう牽制できる組織でなければならない思いでもございます。そういった中で、やはりそれぞれが自由闊達にものが言え、そして、町民の皆さん一人ひとりが公平に扱われる仕事をするのが当然でありますけれども、ときどき私は注意しております。そういうことが起こるといのは、やはり法令遵守ならびに町民一人ひとり、全体の奉仕者といのは抜けている面がございます。そういったこともさらに再認識して、日々の職務に、職員一丸となって励むよう、これからも一生懸命努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

北川議長 ここで暫時休憩といたします。再開は1時40分。

(午後0時36分 休憩)

---

(午後1時38分 再開)

北川議長 ただいまより再開いたします。

次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議員 それでは一般質問をいたします。

「これからの農業問題について」を問います。豊郷町の農業は基幹産業の1つであります。これからは、農家の高齢化や後継者問題等で担い手不足となると、農業は衰退すると考えられます。豊郷町では今後どのような考えでいるのか、以下の点について答弁を求めます。

1、豊郷町の農地面積はどれぐらいあるのか。そのうち、遊休農地はどれぐらいあるのか。

2、農業をしておられる方は何人おられるのか。そのうち、法人と認定されている方は何名おられるのか。

3、水路、農道も含め、町独自の支援体制はどのように行っているのか。

4、国、県の支援事業に対する町の対応はどのように行っているのか。

5、農業者の意見もあると思われるが、町としてどのような方向に行きたいと考えているのか。

以上の点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員のこれからの農業問題についてお答えいたします。

1の豊郷町の農地面積と遊休農地の面積についてですが、農地面積は383ヘクタールで、そのうち、遊休農地は0.7ヘクタールでございます。

2の農業をされている方の人数についてですが、農家戸数は211戸で、認定農業者が18経営体で、そのうち法人が8法人でございます。

3の水路、農道も含めた町独自の支援体制についてですが、補助額が大きな事業としては、環境こだわり農産物を生産する農業者への補助と関連して、本町の特産物でありますとよ坊かぼちゃんへの生産拡大を図るため、環境こだわり農産物の認証を受けたとよ坊かぼちゃんを生産する農業者に対しまして、補助と、米の品質向上を目指して防除を実施された場合、水稻病虫害防除事業として、町単独の補助があります。また、水路、農道の町単独事業につきましても、豊郷町土地改良事業補助金交付要綱で、国、県の採択基準対象外の事業につきましても、町単独の補助があります。

4の国、県の支援事業に対する町の対応についてですが、経営体育成支援事業や担い手確保、経営強化支援事業につきましても、事業対象者への要望を募り、要望内容について聞き取り調査と書類確認を行っております。

5の町としての方向性についてですが、豊郷町もほとんどの集落で農業者の高齢化や後継者問題など、集落における人材不足が今後の課題とされております。町といたしましては、県、町、JAが連携し、課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

村岸議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

村岸議員 それでは再質問します。

まず1つ目、水田面積ですが、28年の6月議会で、答弁の中で水田面積は346ヘクタールだという答弁がされておまして、今回、農地面積は383ヘクタールだということで、近年、農地というのは減少している中で、今回の答弁で28年より増えているというのは、どこがどのように増えたのか、それを答弁お願いしたいと思います。

それと、遊休農地が0.7ヘクタール、約7反あるということですが、0.7ヘクタール出てきたのは中間管理機構というところを通して出てきたものか、それも答えをお願いしたいと思います。

続きまして、近年、利用権設定されて、認定農業者等が引き受けておられると思うんですが、近年は農地を貸している方が、もう田んぼは要らんのやと、売ってしまいたいということで、利用権設定の期間が過ぎれば、利用権設定はしないという方も増えてきております。そうした中で、今後、農地を守っていくのに豊郷町としてはどのようにしていくのか。土地改良を過ぎました田んぼも30年以上がたっております。そうした中で、農地对農地は自由に売買できますが、一旦他人に渡ってしまえば、その土地はおそらく開発されて、農地がなくなると思います。いくら豊郷町が必死になっても、多分開発されて、宅地化されてくると思います。そうした中で認定農業者がいかにして農地を守れるようにしていくか、町としてどういうふうに捉えていくか、それも答弁願います。

それと、土地改良が済みまして、水路等が老朽化して傷んでおります。そうした中で、それを修理するには、地主負担というのが多くのかかってきております。そうした中で、農地を手放す原因の1つに水路等の負担金をしてまで土地を守ってほしくない方もおられますので、やはり、そういう補助等も今後、考えていかなければならないと思っておりますが、その点も答弁願います。

以上です。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

まず、平成28年に農地面積が346ヘクタールということでお答えしたということですが、私、2015年の農林業センサスというデータで報告させてもらってしまして、水田面積が368ヘクタール、そして、畑の面積が15ヘクタールというデータが農林業センサスで出てきておりますので、そちらで報告させていただいた次第でございます。

遊休農地の解消について、0.7ヘクタールがどこから出てきたのかということですが、農業委員会の方で遊休農地を調べるということで、農地パトロールを行ってまして、この農地パトロールから各集落の農業委員さんの遊休農地の調べの面積を報告させていただいております。利用権設定が終了した農家の人が今後利用権設定をしない場合等ですが、町としましては、なるべく中間管理機構というところがありますので、そちらの方に農地を出していただいて、なるべく担い手の方、中間管理機構というのは担い手の集積をもとに、目的とした事業所ですので、そちらの方に預けていただくような推進をしているところでございます。

以上です。

村岸議員 議長。

北川議長 再々質問を許します。

村岸議員 今回の答弁では、水田面積が346から368になったという経緯が全然わかりません。なぜそこまで増えたのか、増えた理由を聞いているんですけども、その答弁がなされておられませんので、28年の答弁が間違っていたのか、それははっきりさせてほしいと思います。なければ、町内でそれだけ面積が増えることはないと思います。それよりもしっかりと調べて、後日でも結構ですので、答弁願いたいと思います。

それと、中間管理機構に農家の方が出されますが、出し手の方には協力金という形で出ておりますが、今度、受け手の方、認定の方なんかには、協力金が出ていないわけです。中間管理機構に出し手の方が出されても、今度、受け手の方がその土地はどうしてもつくりにくいさかいに要りませんとなれば、また中間管理機構からもとの地主の方に、出し手の方に田んぼは戻ってまいります。そうすると、やはり遊休地という形になってくると思うんです。それをなくすためにも、受け手の方にもやはり補助を出すという形で、何とかその土地を守ってもらおうという方向にもできなければならないと思いますが、その点についてもどういう考えにあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、水路等につきましても、先ほどから申しましたように、地主負担というのが多分にあるわけです。それを何とかせんことには、農地というのが守られていかないと思います。今後、その地主負担を少しでも軽減するような方向でもっていただきたいと思いますが、その答弁もよろしくお願いします。

以上です。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました平成28年のときに346ヘクタールということで、一応、どの数字を出したかというのを、また確認、返答の方をさせていただきたいと思います。また、中間管理機構を通じた場合に、出し手には協力金があって、受け手にはないということですが、受け手に関しましては、事業拡大等の規模拡大等による農業所得の向上といいますか、収入への面で所得がアップするというような利点から、多分、受け手の方には協力金等はないのかもわかりませんが、出し手の農地が未整備田等でなかなか受け手がおられないということも近年あるんですけれども、そちらの方につきましては、2年間には中間管理機構が預かるということになっております。そして、受け手の人もどの土地を預かるというのは、やっぱりつくりやすい田は受けやすいところがあると思いますので、そちらの方に関しましては、遊休農地にならないよう、また農業委員会とかも入って、最適化推進委員さんもおられますし、そちらの方とも協議を進めてまいりたいと思います。また、水路補償等につきましては、地域整備課の方で回答があると思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、村岸議員の再々質問にお答えいたします。

土地改良事業というのは、国、県、そして町で地主さんの負担ということでされてきました。国道上の日野川沿岸、また愛知川沿岸等も今現在、大きな事業等もされております。そういった中で、今、農業者の負担が軽減される方向で動いておって、実際、農業者負担が半減ぐらいされているという話も聞いております。しかしながら、今の土地改良の方も、今までは地権者主体がこれからは耕作者主体になっていくようにも聞いておりますので、土地改良の理事会の方にお話しさせていただいたように、五、六年前にアセマネをやって30年以上たった水路は北部の方から順番に改修していくということで、莫大な費用が要るということで、それが頓挫した状況でもございます。そういった中で、

全国の土地改良が声を上げて、しっかりとした負担割合をしていく必要があるだろうという思いでございますので、また、議員の皆さん方とともに、一生懸命汗をかいてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**村岸議員** 議長。

**北川議長** 次の質問を許します。

**村岸議員** それでは、次の質問をします。町長、教育長にお尋ねします。

地産地消による学校給食を再度問います。特産物協議会で食の一環として、学校給食に地元産食材を提供している中、前回、特産物振興協議会が核になって、食材の安定供給等がかなうのであれば協議会と連携し、品目や必要量、時期などを相談し調達したいと答弁されているが、その後、会議等は行っているのか。

また、とよ坊かぼちゃん是非常においしいのだが、かたくて食材を切るのに時間がかかり、2回から3回が限界と答弁されているが、今後、特産物協議会ではどのように取り組んでいくのか。話し合いはされたのか、それも答弁願いたいと思います。

以上です。

**産業振興課長** 議長。

**北川議長** 山田産業振興課長。

**産業振興課長** 村岸議員の地産地消による学校給食を再度問うのご質問にお答えいたします。

9月の一般質問の中で、学校給食への取り組みについて特産物振興協議会が核になってということでありましたが、それ以降の会議等は行っておりません。

また、とよ坊かぼちゃんの学校給食に対して、特産物振興協議会での取り組みについてですが、協議会といたしましては、学校給食を通じて子供たちに本町の特産物はとよ坊かぼちゃんというカボチャだということを知っていただくためにも、学校給食での活用を要望していきたいと思っております。

以上です。

**村岸議員** 議長。

**北川議長** 村岸議員。

**村岸議員** 前回も同じような質問をさせてもらったと思うんですが、やはり、地産地消で学校給食に、子供たちに地元の食材を提供していくのは一番いいと思うんです。小学校ではとよ坊かぼちゃんを植えて育てていることも聞いておりますので、ぜひともそれを活用していただきたいと思いますのと、とよさと特産物振興協議会の中には、とよ坊かぼちゃんの生産部会とか農産物生産加工部会、地産地消部会とか、特産品開発部会等がある、それだけの部会があって、初めて

とよさと特産物振興協議会というのが成り立っているんです。そうした中で、学校の調理員さん等も入っていただいて、地元産をいかに使っていか、カボチャがかたければ、カボチャにはペーストにした状態もありますし、プリンというのも豊郷ではあります。それをなぜ学校の方で使えないのか、そういうところも含めて、話し合いというものは、その部署、部署だけではなく、全体的で、町全体で考えていかなければならない問題とありますが、その点についても答弁願いたいと思います。

それと、農家の方では、野菜部会とか、ハウスの中で野菜等をやっておられる方もおりますので、そういう方も含めて、学校給食に少しでも使用していただけるような話を持っていただいて、豊郷の特産物というのは子供の頃から知っていただくために、ぜひこれはやっていただきたいと思いますが、それにも答弁をお願いします。

以上です。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたカボチャのペーストとかプリンも活用しはどうかということですが、またそちらの方は学校給食の栄養士さん等によって、また使っていただけるように、協議会からもお願いしてまいりたいと思います。

また、農家の方でハウス部会等での学校給食への取り組みも進めていってはこのことですので、集落営農法人ですけれども、学校給食へ取り組める野菜の品目や必要数とかを確認いたしまして、また、各集落営農法人とか、施設園芸を行っている方へ学校給食の取り組みができるかどうかはお聞きして、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

村岸議員 議長。

北川議長 再々質問を許します。

村岸議員 やはり、学校給食にはぜひ地元産を使っていただきたいと思います。教育委員会の方からも、品目や必要量に応じて、時期などを相談して、できれば調達したいという答弁がされておりますので、ぜひともこれは、絵に描いた餅ではなく、ぜひ実現するようにみんなで協力して使えるように話し合いをしていただきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

村岸議員　それでは、3つ目の質問をします。町長に問います。

緊急自動車の出動についてを問います。先日、町内の方や町外の方から豊郷町の消防自動車は町外の火災等に出動時には、いつもサイレンの吹鳴はされていないと。鳴らさずに出動されていると聞きますが、それは本当なのか。

1、サイレンを吹鳴しているのかいないのか。2、サイレンを吹鳴していないのであれば、なぜ吹鳴しないのか答弁を求めます。

以上です。

伊藤町長　議長。

北川議長　伊藤町長。

伊藤町長　それでは、村岸議員の「緊急自動車の出動を問う」のご質問にお答えいたします。

町外火災指令によります緊急出動時には、豊郷町消防自動車はサイレンを鳴らしておると認識しております。

以上です。

村岸議員　議長。

北川議長　再質問を許します。

村岸議員　それでは、再質問をします。

先日、甲良町の方で火災がありました。そのときに、町内を出るときにはサイレンは鳴らしていないということを消防団員からも聞いております。というのは、町内の方から役場の方に問い合わせが多いということで、鳴らさへんのやということも聞いております。私もサイレンを鳴らさずに町内を走って、町を出てからサイレンを鳴らしているという状態なんです。これは28年の12月議会でも質問しました。そのときにもやはりサイレンは吹鳴されていなかったわけです。そして、そのときの答弁は、緊急車両は粛々とサイレン吹鳴が義務づけられているので、徹底するという答弁をいただいております。

その中で今回、町外の方からもどうなったのかと。鳴らさないで豊郷町を走っているということも聞きました。町外の方から、豊郷町は訓練という形で来てはるのかなというふうにしか捉えていないと思われているのです。やはり、緊急自動車となれば、サイレンを吹鳴して行ってもらいたいと。そうでなければ、もし事故でも起きれば大変なことになると思います。このサイレン吹鳴は消防団員の方からもそのように聞いておりますので、その点は答弁願います。

総務課長　議長。

北川議長　北川総務課長。

総務課長　それでは、再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、以前はそのように、町の住民の方から混乱を招くのでということから気を使ってといいますか、町内をサイレンを鳴らさずに動いていたということは、以前は聞いたことがございます。ただ、平成30年におきましては、12月14日、多賀の四手での工場の焼損、または12月16日、甲良町池寺の工場の焼損につきましては、火災指令は30年はこの2回でございます。その2回時におきまして、消防主任が役場から出動時にサイレン、赤色灯を鳴らして出動したということで確認を受けておりますし、基本的には彦根消防からの火災出動の要請を受ければ、緊急自動車として赤色灯とサイレンは鳴らすものと考えております。30年は2回ということでございます。今おっしゃっていただいたように、緊急自動車として動いておりますので、サイレンは鳴らすものと考えております。

以上でございます。

村岸議員 議長。

北川議長 再々質問を許します。

村岸議員 総務課長の答弁は、そうだと思いますが、やはり、よその町の方からもそういう指摘を受けたということは、鳴らしてなかったのと違うかなとしかとれませんので、やはり消防車庫から出るときには、緊急自動車の出動のときには必ずサイレンを吹鳴するというふうにやっていただきたいと思います。私どもは消防車が出動したときには、サイレン吹鳴はされてないときも見受けましたので、私の家の前から通って、小学校から抜けるところはサイレン吹鳴なしに甲良町へ行った、その記憶はあります。北海製罐か、あそこら辺の火災やと思います。火災出動したときに、多分そういうのがあったので、住民から苦情とかそういうのが聞かれないように、やはり緊急自動車は緊急自動車のようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 今ほどご指摘を受けましたが、昨年の2件につきましては、消防サイレンは鳴らしておるということで、確認をとっておりますので、北海製罐といいますと以前ですし、以前の消防団員の以前対応についてはそうと聞きましたけれども、現時点での、私、30年の確認をとりましたところは、サイレンを鳴らしておるということでございますし、行っておる人間からも確認をとったところでございますので、町外の火災出動についてはサイレンを鳴らしておるということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

北川議長 次に、前田広幸君の質問を許します。

前田議員 議長。

北川議長 前田議員。

前田議員 町長にお聞きします。「税等における公金納付のキャッシュレス化について」。近年、民間における支払いでは、クレジットカードはもとより、電子マネーによるキャッシュレス決済が飛躍的に増えております。支払いにおけるキャッシュレス化は支払う側にとって、手持ちの現金がなくても支払いができ、また、面倒な小銭のやりとりも不要であります。そして、受け取り側にとっても、レジ時間の短縮、現金管理の縮小などさまざまな利点があり、民間ではキャッシュレス化が当たり前の時代になってきております。

一方、行政はというと、キャッシュレス化はほとんど進んでいない現状であります。県下の一部市町でクレジット収納を導入されていると聞きますが、電子マネーとなると全く導入されておられません。ICT化の進展で民間ではキャッシュレス化が進む中で、行政の分野でも町民の利便性を高めるため、クレジット収納や電子マネーでの支払いを可能にするなどキャッシュレス化を進めていくべきだと考えますが、進める上での課題はあるのでしょうか。また、今後キャッシュレス化を進めていくのか、答弁を求めます。

会計管理者 議長。

北川議長 馬場会計管理者。

会計管理者 前田議員の税等における公金納付のキャッシュレス化についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、民間における支払いにつきましては、議員がおっしゃるように、クレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済が増えているにもかかわらず、行政ではほとんど進んでいないのが現状です。県下の一部市町におきましては、ペイビーやペイジーと言われるモバイルウォレットによるスマホ決済サービスを導入されています。しかし、クレジットカードになりますと、決済に必要な専用端末の導入が必要となるため、費用対効果の観点から導入されている自治体は少ないのが現状です。納税者に納付の利便性を高めるためにキャッシュレス化を進めることはとてもよいことで、国もキャッシュレスビジョンにおきまして、支払いデータの利活用による消費の利便性向上や必要性を示していることから、当町といたしましてもこれを尊重し、関係機関との協議の中で、幅広く対応できるものから導入に向け進めていきたいと考えております。

以上です。

前田議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

前田議員 今回の課長から費用対効果ということで言われたんですけれども、費用的に導入するとなると、大体幾らほどかかるのか教えてほしいのと、それから、豊郷町における今の窓口、それから公共施設等ありますけど、そこで現金を使っている金額、大体総額でいいので、どれほどのお金がキャッシュレス化できるかというのを参考に教えてほしいのと、あと、日本全体で行くと60兆円という形でキャッシュレス化という形になっています。その面を勘案しても、例えば、国と県とかの導入に当たっての補助金とか、そういうところの何らかがあるのか、やっぱり進めていく上ではそれなりに費用が必要ということはわかりますので、それに対する何らかの補助というものがあるのか、それが確認してあるのかということをお願いしたいと思います。

あと、行政もそうですけど、やはり、今、豊郷町の民間のご商売されている方でも、やはりそれが導入することによって、キャッシュレス化ということで、それで、大きな量販店では当然できていますけど、民間のところではできていない、それに対する何らかの補助等とかもできるのであるか、それともそういう制度があるのか、そういうものも教えてもらえますか。

以上です。

会計管理者 議長。

北川議長 馬場会計管理者。

会計管理者 それでは、前田議員の再質問にお答えさせていただきます。

システム改修における費用につきましては、キャッシュレス化につきましては、議員もご存じだと思うんですけれども、電子マネーとかモバイルウォレット、クレジットカードというような支払いの手段がございます。それぞれにつきまして、システム改修につきましては、クレジット収納につきましては800万円ほど、モバイルウォレットにつきましては1,500万円ほどのシステム改修費が必要となってきております。

また、窓口における支払いの額につきましては、窓口で納めておられる方はおられません。口座引き落とし等につきましては、税におきましては40%ほど利用されておられます。口座引き落としもキャッシュレス化の1つと私は考えておりますので、こちらの推奨も今後進めていきたいと考えております。

あと、補助金等につきましては、キャッシュレスビジョンにおきまして、現在、国の方でもキャッシュレス化を進めておられますけれども、今現在は補助金がないと思われれます。

以上です。

前田議員 議長。

北川議長 再々質問を許します。

前田議員 今の民間等に対してもないということで、補助金の方がそういう形でないと思ったらよろしいですか。今の窓口でお金あまり使っていないという形で思っていたらほぼよろしいのでしょうか。実際、今の口座引き落としというところでキャッシュレス化になっているという部分ですけれども、やはり使う側にとってみると、クレジットカード、それからポイント等、いろいろ関係等もありますし、それから、クレジット決済という形で使いたいという部分もありますので、そういうことも考えて、導入に向けてもう一度お願いできないか、お伺いします。

会計管理者 議長。

北川議長 馬場会計管理者。

会計管理者 まず1点、先に訂正をさせていただきます。国民健康保険税の方につきましては、システム改修につきまして補助金があるということで、そこだけ訂正させていただきます。

あと、今、ポイント還元という言葉が出ましたけれども、ポイント還元を使う側にしてみましたら、ポイントが入るということもございますが、現在クレジット支払い等をされておられる市町に確認させていただきますと、利用者さんにはポイントが入るけれども、そのかわりクレジットが使われると手数料がかかるということなんです。今現在もコンビニ等で納めておられる方につきましては、57円の手数料がかかっているんですけども、こちらにつきましては、今現在、町が負担しております。しかし、クレジット払いとなってくると、金額によって手数料等も変わってきておりますので、今後、行政として全て行政が負担するのか、あるいは、ある市町によっては一部行政が負担して、一部は個人さんが負担してもらおうというようなこともありますので、そういうデメリットもあるということです。現在、来年度におきましては、一部キャッシュレス化が進んでいる市町もございますので、導入に向けての決済も動いておりますので、前向きには検討していきたいと思っております。

北川議長 次に、西澤博一君の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。小中学校給食費の滞納徴収についてお伺いいたします。

平成30年度より小中学校給食費が無償化され、1年が経過いたしますが、

過年度分の給食費の滞納徴収について、以下の点について答弁を求めます。

まず、1番目なんですけど、平成29年度の末における滞納額は。

2番目、平成30年度の滞納徴収に向けた取り組みは。

3番目、平成30年度の取り組みの成果は。

4番目、平成31年度以降の滞納縮減に向けた取り組みについてお伺いいたします。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の「小中学校給食費の滞納徴収について問う」のご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1の平成29年度末における滞納額はどれだけかというお尋ねですけれども、小中学校の滞納額は合計で242万5,814円でした。

次に2番目の平成30年度の滞納徴収に向けた取り組みについてですが、給食費未納者には督促状を送って納付を促すとともに、必要に応じて分納等の納付相談もさせてもらっています。督促状を送っても何ら反応も納付もない方には、未納通知、催告書を送付するなどして実施してきたところです。

そして、3番目の取り組みの成果はというお尋ねについては、2月14日現在ですけれども、徴収金額は残念ながら17万2,563円という状況にとどまっております。しかし、今年度新たに5人の分納誓約を結んでおり、4番目の平成31年度以降の滞納縮減に向けた取り組みにもつながっていきませんが、特に今年4月中旬までの期間を納付誓約の掲出に向けて取り組む集中的な期間として予定しているところです。次年度以降は納付誓約の内容に基づいて、早期に滞納解消できるよう取り組みを進めるとともに、回収できない事案につきましては、必要な処置を、処理をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、再質問させていただきます。

今、教育次長からの答弁の中で、29年度は242万円がまだそのまま残っているということをお聞きいたしました。これは、給食費だけやなしに、税の関係も含めての話ですけれども、今年1年近くになると思うんですけれども、給食が無償化になったということで、今まで両親の方が一生懸命お仕事をしながら子供のために給食費を払ってきた方々がほとんどであります。しかしなが

ら、今の金額240万等が累積されてなったお金やと思いますけれども、これはやはり無償化になったさかいに、そのまま放っておくことは到底許される話ではございません。その上で今日は質問させていっているわけです。それから、2月時点で17万何がしというのは出ていました。今後、集中的にやるというお話ですけども、やはり相手さんのあることですので、家庭によっていろんな事情があると思います。そこら辺はやはり、今年度はこの目標を立てて、2月は17万というのだったら、そうしたら今年1年間は50万か100万かという目標を立ててもらって、やはり集中的に滞納の方々には納めてもらうというのは必要であると思います。そういうようなことを含めまして、もう一度、教育委員会の中、また教育委員の方々と議論していただき、どういう方法がいいのかというのを一度議論していただきたい。最悪、どうにもならない場合がございませぬ。私もほかのことで調べてみましたが、ほかの都道府県の市では裁判にするとか、そういうことも記事に載っていたこともあります。そこまでする必要があるのかないのかはまた別に置いておいて、やはり集中的に目標を持って、滞納の方には納めてもらうようにしていただきたい。そのためにも、今の町長さんが、去年から給食の無償化をやっているということは、各家庭の負担を軽減しようという意思もありますので、そんなことも踏まえて、滞納している方にはいま一度、集中して滞納を減らすなどのことを、教育委員会の方で議論していただきたいと思っておりますけど、答弁を求めます。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の再質問にお答えさせていただきます。

教育委員会としましても、これからも当然、どのように解決するかということは検討する中に、1つに上がると思っておりますけれども、具体的に今やっておりますのは、先ほど4月中旬まで集中的にと申しましたのが、催告書というのを outsending していただいたのが昨年の10月で、6カ月以内に各対象となっている滞納されている方々に誓約書を結びたいと思っております。そうでないと、時効ををとめることができないということで、前回の西澤議員が質問いただいたときにも、頑張っって苦勞して給食費を納めておられるのに、そういう方じゃなしに、納めないでそのままいるというのは許せないというお言葉も記憶としてあります。自分もそのときにそのとおりですと言わせてもらったと思うんですが、無償化になったからといって、過去のものでいいですよということはやはりできないと思うので、先ほど申しました4月中旬までというのは、その誓約を結んで、時効に持ち込まないように何とかしたいというのが、現在の取

り組みのところでは、時効をとめれば、あとは納付誓約に従って少しずつ納めてもらうという努力はしていきたいと思うんですが、まずそのところを突破したいなという状況を思っております。

それと、給食費の無償化ということで、町の方が実施しておりますけれども、これについては、食育の関心が無償化になってどうなのかなという、それとあわせて、給食費が無償化というのが当たり前だとされる意識というのが広がってしまうというのは、懸念する部分ではありますので、そういう意味からも、町が無償化をして子供たちの食育についても、健康についても支援したいという取り組みですので、そのことがしっかり伝わるような取り組みをしていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

西澤博一議員 議長。

北川議長 それでは、次の質問を許します。

西澤博一議員 それでは、次の質問に移りたいと思っております。

主要施策における平成30年度予算の成果及び課題ならびに平成31年度当初予算の重点施策について問います。平成30年度当初予算案主要施策の概要における主要事業の成果及び課題ならびに平成31年度の当初予算の重点施策等について答弁を求めます。

まず1番目、平成30年度の主要施策の概要の主要事業の成果及び進捗について。

2番目、平成30年度主要施策の概要の主要事業の課題について。

3番目、平成31年度主要施策の概要の重点施策について問います。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、平成30年度主要施策の概要の主要事業の成果及び進捗についてでございますが、全体的に見ますとほぼ予定どおりの事業が遂行できたのかなと思っておりますが、特に小中学校における給食費の無償化の実施、そして日枝小学校の駐車場拡張工事等については成果が出たと思っております。ただ、改良住宅譲渡では、譲渡希望者との交渉に時間を要し、当初どおりは進んでいないところでございます。また、未登記道路問題訴訟の提起でも時間を要したところでございます。

次に2点目、課題につきましてでございますが、歌詰橋補修工事における協議の難航や、主要施策には載っておらないところでございますけれども、保育士の確保、近江鉄道路線議論の影響による駐輪場の修繕工事の中止などが挙げ

られるのではないかなと考えておるところでございます。

最後に、平成31年度の重点施策におきましては、地方創生事業における各種施策の推進、各選挙の執行、社会資本総合整備事業に係る歌詰橋の補強、補修、歩道橋設置工事、また避難所備蓄倉庫の整備、地域防災計画の改訂事業、町史編纂事業などが挙げられると思ひ、これらの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

西澤博一議員

議長。

北川議長

再質問を許します。

西澤博一議員

それでは、再質問したいと思ひます。

今年度、31年度の予算につきましては、各課課長、教育長、教育次長が汗をかいていただき、町民のための予算編成をやられたと思ひます。その上でお伺いしたいと思ひます。

財政状況なんですけれども、特別交付税の減少とか扶助費の増加等があります。特別交付税が急速な、財政悪化のときには想定以外のことも起こる可能性もありますので、その点についてどのように考えておられるのか、また、経常経費の削減とか、無駄のない財政体質が必要かと思ひます。そういう中で調べたんですけれども、うちの財政状況から、先ほどの本会議の答弁の中でも、自主財源が46.7%、依存財源が53.3%になっております。これは五、六年前から考えると、自主財源のパーセンテージが増えてきたと思ひます。国はこの財政状況を通してどのように考えているのかお聞きしたいんですけれども、豊郷町は財政的に裕福だから普通交付税、特別交付税を減らすということはあるのかなと思ひ自身は思うのだけれども、その点について、もし答えられる部分があれば答えていただきたいと思ひます。

あと、もう1点なんですけれども、予算編成時の各市町村、国においても基本の方針を出されると思ひます。うちの町も多分そうやと思ひます。そうしたときに、仮に31年度の予算編成の中で、今回、第5次総合計画が提案されました。その中には今年度、31年度の予算については反映されて、当初施策の中でお聞きしているさかひに、私は関連して質問していると思ひて質問しているんですけれども、あかんかったら、またこの部分をお聞きしたいと思ひますけど。今、議長からそういう質疑がありましたので、各課でお聞きしたいことがございますので、よろしいですか。

総務課の関係なんですけれども、災害対策事業は拡充になっております。30年度は千八十何万でしたけれども、今年度は災害対策事業が623万と拡充であ

りながら減額されております。

災害対策事業、主要施策の中で30年度と31年度の金額が相当減っていると思います。地域防災計画改訂事業というのが新規で上がっております。この点についてお聞きしたいのと、もう1点は、指定避難倉庫整備事業が新規で上がっています。しかし、昨年度は411万1,000円でしたけれども、今年度は990万で上がっております。これは公民館の耐震補強等も含まれているのかお聞きしたいと思います。

企画振興課についてですけれども、空き家対策なんですけど、拡充になっております。前年は129万何がしで今年度は220万です。お聞きしたいと思います。

もう1点ですけれども、住民生活課の方ですけれども、結婚新生活支援事業というのがございます、これは継続ですけれども、大幅に減額されているんですけれども、その点について、どういう理由で減額されたのかお聞きしたいと思います。

もう1点ですけど、木造住宅耐震改修補助金というのがあるんですけれども、30年度は122万なんですけれども、31年度は217万4,000円と増額になっておりますけれども、この点について説明をお願いしたいと存じます。

以上です。

総務課長

議長。

北川議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、まず総務課の部分についてご質問、再質問にお答えしたいと思います。

まず、災害対策費の減額につきましては、今年度、30年度で災害対策に係る備蓄の消耗品等を購入した関係上、来年度においてはその部分が減額されたのかなという考えでございます。また、備蓄倉庫でございますが、各避難所ごとに、特に緊急を要するような避難備品、消耗品等については、その避難所にひっつけて、備蓄倉庫を整備したいと考えておりますので、その部分の費用でございます。

あと、計画策定の部分につきましては、今の災害における計画の改訂を計画しておるところでございます。

以上でございます。

企画振興課長

議長。

北川議長

清水企画振興課長。

企画振興課長      それでは、西澤議員の再質問にお答えいたします。

企画振興課に関連する部分で、空き家対策の関係でございますけれども、増額の要因としましては、国の空き家対策総合支援事業補助金というものが前からあったんですけれども、最低額が割と高めに設定されておったことから、本町としてはなかなか使いにくかったものが、来年度以降、下限が撤廃されたということで、本町も補助金をもらいにいくということで予算を上げております。具体的には、特定空き家の除却に対する補助金を創設する部分と、あとは所有者が不明である空き家に対して、今、相続人等がどこにいるのかを特定するために、町として司法書士なりに委託する事業というものがメニューとして認められておりますので、それを行う予定で増額させていただいております。

以上です。

住民生活課長      議長。

北川議長          長谷川住民生活課長。

住民生活課長      西澤議員のご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業につきましては、過去何年間かやってきましたけれども、本年度、初めて1件申請があり、交付の方をさせていただきました。平成30年度は5件分を見ておりましたけれども、過去の実績から、平成31年につきましては1件ということで、2件減額させていただいております。

以上でございます。

地域整備課長      議長。

北川議長          山田地域整備課長。

地域整備課長      西澤議員の質疑にお答えしたいと思います。

木造住宅耐震改修費補助金というのがありまして、その中で去年、平成30年度にその中身を一部改正いたしまして、滋賀県の補助に乗るように改正したのが、避難経路バリアフリー化とか内覧会、子育て世帯主要幹線道路沿いなどのそういうものをしたものに対しての補助の増額を加えたことに加えて、ブロック塀の安全確保の事業、解体の事業なんですけれども、それと、民間の企業でアスベストがあった場合、その除去する補助金も見ておりますので、その分が増えております。

以上です。

西澤博一議員      議長。

北川議長          再々質問を許します。

西澤博一議員      今の中で空き家対策ですけれども、実績はどのようになっているかわからないけれども、一応、実績等はあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

もう1つの新婚生活の補助金ですけれども、やっぱり各市町村全然違うと思うのだけれども、豊郷町は豊郷町に合った新婚生活支援の見直しは要るのではないかなと思うんです。今のを聞くと1件か2件かあったと。しかし、前年度も前の年もなかったように思います。それはうちの町によっては使いやすさに、そういう形にしなければ、絵に描いた餅になるのかなと。夫婦の所帯、所得は恐らく上限が決まっていると思いますけれども、この方が果たして町内で少しの補助金で結婚って無理でしょう。これやったら、それなりの町の工夫等が必要でないのかなと思うんですけれども、その点について答弁を願います。

企画振興課長 議長。

北川議長 企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員の再々質問にお答えいたします。

空き家対策の関連につきましては、来年度から新たに補助金をつくろうということで計画をさせていただいておりますので、今現在のところ実績等についてはございません。

以上です。

住民生活課長 議長。

北川議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 西澤議員のご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業につきましては、国の政策に基づくものでございまして、夫婦の合算の所得が340万円以下というものもございまして、現在、平成30年に1件実績があったということでございます。豊郷町におきましても、やはり、国や県の事業に基づきましてやっていきたいと思っておりますので、もしここで町なりに改定できるところがあれば、また庁舎内で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

北川議長 次の質問を許します。

西澤博一議員 次の質問に行きます。

「働き方改革」を踏まえ職員のための職場環境の改善を」。全国的に働き方改革の取り組みが注目され、地方自治体においてさまざまな取り組みが進められているようになってきました。本町においても多様化、複雑化する住民のニーズに対応するため、職員が働きやすい職場環境の改善やサービスの向上に向けた研修の充実など、取り組みを行っていくことが必要であります。そこで、働き方改革についての考えをお伺いします。

適切な休憩は、労働生産性を高めるために必要ですが、昼休憩の時間に窓口対応や電話対応、庶務等に励む職員が多く見え、十分な休憩時間を取れていないように感じますが、どのように考えているのか。また、あわせて時間外勤務の多い部署について、具体的にどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

昼休憩中の窓口対応、電話対応につきましては、住民の皆様にご迷惑をおかけすることができないため、交代により対応しておるところでございます。特に住民生活課、税務課、会計室等、窓口のところでは、その時間帯につきましては、時間外手当を支給するようなことで対応しておるところでございます。

また、時間外勤務の多い部署につきましては、業務の内容や取り組み方の改革などを検討しておるとともに、今後、会計年度任用職員制度の取り組みの中で、各課の適正なる配置についても検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

西澤博一議員 今、課長の答弁から交代とか時間外手当のことをお聞きしたんですけれども、どこの市町村も、ほかの市町村を聞くと、窓口業務、仮に住民生活課、保健福祉課とかあります。しかし、そこにおられる方、私もずっと思っていたんですけれども、電気を消して食事をとっておられるというのがあります。1時間という休憩時間は職員に与えられた唯一の休息時間ではないかなと思うわけがあります。そこで、もちろん、住民さんのサービス向上は必要だと思います。やっぱり昼時間に来る方もおられますので、その方に対して対応しなければならぬと、それはあります。しかし、そのときに電気を消して食事をとっておられる職員もおられます。そういうことを考えたときに、やはり休憩でありながら休憩でないような時間帯になるのかなと。そういうことを考えた場合に、1つは行政が考えることですが、仮に住民生活課に職員が6人いたと、それを半分に割るのかと、12時から1時の間、1時から2時の間とか、そういう休憩時間のとり方が必要ではないかと思うのです。愛荘町あたりでも職員の食事をする部屋があるというのをお聞きしていますけれども、やはり、そういうことは住民にとっても大事なことで私は思うんです。あそのとこ

ろでみんなが座って食事をとるとというのは、ある意味、労働の時間と休憩時間はやっぱり区別してあるべきだと、そういうことは一度考えていただきたいと思います。

もう1点は、職場によって、時間外労働があろうと思います。それは、職員一人ひとりの意識の問題もあるかと思います。今日はここまでの仕事をやらないかんという前向きな職員もいれば、今日はこれで、弁当持って1日済んだらいいという職員も、おられるかもわからんし、おられないかもわからない。そんな方はおられないと思いますけれども、自分の意識を持って自分の仕事を一生懸命やると、できるだけ時間内に効率よくやるというのが必要かなと思います。いろんな住民の方が相談にも来られますので、なかなかそこもうまくいかないと思いますけれども、やはり、職場の環境を考えた場合に、そういうことが必要でないのかなと思います。

一般質問の中でも研修の充実ということを書かせていただいたんですけども、先般のときにも、企画力のある職員を育成する人材交流という質問をさせていただきました。やっぱりそういうふうな人材交流とかが職員の資質向上に、今の職場の中でも生かされることを考えるのをやっていかなければならないのかなと私自身も思いますので、その点について、昼の休憩時間等については、やはりもう一度行政としてどういうふうに対応したらいいのかと。もう1点は、繰り返しではありますが、職場の環境と時間外勤務についてどのように考えておられるのか、もう一度答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

北川議長 総務課長。

総務課長 再質問にお答えしたいと思います。

確かに、議員おっしゃっていただくようなところが、基本的には本当に必要と考えておりますが、休憩と仕事の区別というものをきっぱりと分けすぎてしまいますと、やはり住民の方に迷惑がかかってくるのではないかなと。やっぱり第一に住民の皆さんのことを考えなければならないということから、休憩と仕事の区別の中で、先ほど言っていただきました班編制でも考えたいわけですが、ございますけれども、何分、特に住民生活課等については人員が少ない上での、私もときどきすごく忙しい状況を目の当たりにしておるところでございますので、その部分については、今後も考えていかざるを得ないとは思っておりますけれども、住民の方の対応を考えると、やはり後回しになってくるかなという思いでございます。

ただ、おっしゃっていただいたように、環境部門ではやはり管理職自らが率

先して動いていかなければならないので、管理職が率先して休憩するようではだめだと考えておりますので、そういう部分については、再度管理職から改め直すという部分について、今おっしゃっていただいたご指摘が解消する1つになるのかなという思いもございますし、先ほどの議員の質問にもございました研修の重要性というものも十分認識しておりますので、この部分についても、来年度からは、研修についての重点もまだまだ向上させていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

西澤博一議員 議長。

北川議長 再々質問を許します。

西澤博一議員 住民のサービスがまず第一というのはよくわかります。しかし、それにかかわっているのが職員であります。職員の労働環境、休憩等も必要ではないかと思えます。そういうことから考えた場合に、やはり職員の休息时间、また時間外の職務のことについても、いま一度、行政としては考えなければならないと私は思います。今、課長に言われた繰り返しやないですけど、住民が大事です。その中にかかわっているのは、職員が一生懸命やっているということを忘れてもらったら困ります。もう一度、答弁をお願いします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 再々質問にお答えしたいと思います。

おっしゃっていただきますように、住民の皆様のために働いて体を壊しているようではどうにもなりません。やはり、先ほどから出ていますように、風通しのいい、環境のいい職場でみんなが元気に仕事ができるように、今後も休憩時間等もきちんと把握できるように、また、管理職自ら休憩を課員に促し、自分が働くような、そういう楽しい元気な職場づくりを目指していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

北川議長 ここで暫時休憩といたします。再開は3時10分。

(午後2時56分 休憩)

---

(午後3時10分 再開)

北川議長 ただいまより再開いたします。

次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 一般質問を一問一答でさせていただきます。

まず、「高齢者の健康と生活を守る町政に向けて」。昨年12月に実施しました日本共産党豊郷支部の町政アンケートの回答で、暮らしが苦しくなったというのが7割を超えていました。その中でも特に高齢者からの悲痛な訴えが多くありました。年金が下がる中、税金や介護保険料、医療費負担が重く、預貯金の食い潰しで生活が不安という内容でした。豊郷町の基金の中で、目的自由に使える財政調整基金は、県下6町の中で住民1人当たりの金額にすると一番多い町です。このような余剰財源を高齢者の生活と健康を守るため使うことは十分可能です。下記の町独自施策の実施について、町の見解を求めます。

- 1、介護保険料・利用料の町独自減免。
- 2、低所得高齢者のみ世帯に対する固定資産税町独自減免。
- 3、低所得高齢者に対し、国保税の資産割の減免。

この3点について答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の「高齢者の健康と生活を守る町政に向けて」のご質問のうち、1番について、当課の方からお答えさせていただきます。

①の介護保険料利用料の町単独減免につきましては、豊郷町介護保険条例第13条の規定に基づきます減免以外の減免については現在考えておりません。なお、本年10月から消費税増税に伴います介護保険料の軽減措置の拡大につきましては、国の予算の動向にもよりますけれども、予算が可決された場合には、適切に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

税務課長 議長。

北川議長 西山税務課長。

税務課長 それでは、今村議員の高齢者の健康と生活を守る町政に向けての2番と3番についてお答えいたします。

まず、固定資産税におきましては、豊郷町税条例第71条の規定に基づき、減免を行っております。また、生活弱者といわれる方についても減免を行っております。本来固定資産税は個人、法人が所有する資産に対する税であることから、税の公平性の観点から、法令以外の減免に関しては考えておりません。また、国保税の資産割においては、平成30年度の税制改正により、35年度までの期間、段階的に廃止することから、税率についても減少している現状でございます。

また、低所得者に関して、国民健康保健税条例第24条により、2割、5割、7

割の軽減がありますので、減免等については考えておりません。

以上です。

**今村議員** 議長。

**北川議長** 再質問を許します。

**今村議員** 今、医療保険課長と税務課長の答弁で豊郷の条例、介護保険はさつき課長もおっしゃっていますが、13条が減免規定になっているんですけども、あの1から4とか書いてありますけれども、条例をつくるのは町ですから、町がこの条例の中に、減免規定の中に高齢者の皆さんの独自減免をしようと思えば、その名目をそこに増やして入れれば十分できることで、あの中でも著しく収入が少ない場合、全てに言えるんですが、町条例の減免規定は町長が認めた者なんです。こういう条件にこの人は入りますと町長が認めたらできると書いてあるんです。だから、以前からより具体的に収入、生活保護の120%とか、生活保護基準から比べて、到底厳しい状況にあるとか、いろんなことで減免規定を具体化し、対象者をはっきりするようにと申し上げてきましたが、そういう条例改正をするつもりはありませんか。

それから、国保に関してですけども、国保は今回、31年度には条例改正をして、一応、全体金額はそれぞれにあっても引き下げをしますという話ですが、それとは別に、国保会計における基金の金額が、県下には6町あるんですが、その中でも豊郷町は29年度末基金一覧では5,278万7,069円、隣の甲良町は14万1,883円、愛荘町が3,845万6,950円、多賀町は1,755円とほとんどないんですけども、国保準備基金も活用すれば、私は、先ほど課長がおっしゃった法定減免的な以外はしませんという話をされましたけど、町内でひとり暮らし、特に寡婦、ひとり暮らし女性の高齢者の方で国民年金、寡婦年金にしても数万円の人が固定資産税は8万払わなければいけないというご家庭もあります。そういった人たちにとっては、年間の金額に対して固定資産税の割合も非常に高いし、国保の固定資産割は段階的に解消するという話ですが、解消するまで減免してもいいわけですし、そんなのは町として独自減免としてやれます。そういったことを、4月に町長選挙がありますので、あまりここでしつこく言ったってそれ以後の話になりますけど、こういった町民の皆さんの生活と健康を守る、高齢者、特に厳しい状況なので研究はしないのかということで結構ですので、町長なり担当課長から答弁を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、今村議員さんの再質問にお答えします。

基金につきましては、以前から鈴木議員の方がいろいろ提案していただいております。平成35年、これからあと4年後ですけれども、そのときにしっかりと県下統一の税になりますから、しっかり対応できるように扱っていく。そこでもし余ればまたそれぞれに活かしていくということで、ずっと答えているとおりでございます。

**今村議員** 議長。

**北川議長** 再々質問ですか。

**今村議員** 町長は国が言っている都道府県統一化にすごく前向きな姿勢ですけど、全国の市区町村においては、そんな話ができるかというところもかなりあります。滋賀県は、国の言うことを丸のみのところがありますのでそうですけれども、私は広域統一料金かという前に、豊郷町の町民に対して、町としてできることは、こういったことができますと提案をしているんですが、そういう考え方は理解していただけるのか、その点について最後にお聞きします。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** 12番、今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

県の方では統一していくという中で、しっかりと統一するときに町民の皆さん方に混乱が起きないようにするための基金でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**今村議員** 議長。

**北川議長** はい、次の質問を許します。

**今村議員** 続きまして、「若者が定着するまちづくりを」ということで、町内事業書や自営の若者に対し、1、就労支援金制度や2、民間賃貸住宅家賃補助の実施や、3、国保世帯の子供に対する均等割を免除するなど、町施策を取り組むことを提案いたします。

**企画振興課長** 議長。

**北川議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、12番、今村議員の「若者が定着するまちづくりを」についてお答えさせていただきます。

現在、本町におきましては、子育て支援や移住定住支援をはじめ、ライフステージのさまざまな場面で住民の皆様を支援するために、例えば高校世代までの医療費の無料化、小中学校の給食の無償化、がん検診や特定健診の無料化、灯油等暖房助成をはじめとする多くの施策を行っております。さらに、来年度当初予算として提案させていただいておりますが、企業UIJターンによる就

業支援する地方創生推進事業として、移住支援金制度の創設も予定しております。若者が定着しやすい環境を整えているところです。

また、今回の議会に、今後10年間の豊郷町の基本となる第5次総合計画を提案させていただいているところでございます。今回提案いただきました3つの施策については盛り込んでおりませんが、今後、事業評価を行うとともに、社会情勢の変化に合わせ、適宜総合計画の見直しを行う予定をしております。その過程で実現可能な施策がありましたら、取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

今村議員 移住支援金制度というのを考えているという話なんですけれども、私がここで提案しているのは、就労支援金制度は、町内で若者農業起業家には年に150万、年は切っていますけど、そういう支援もあります。全国のよその自治体、市町によっては、町内、自治体内で働く若者に対して、自治体事業所で働く若者に対して、給与補填支援もしているところもあります。また、町内で起業する若者、仕事を始める、商店、店を始める、そういった若者に対しても起業支援、1回何十万とかそういうのも、私はやはり若者が豊郷で住みつくとすることは、今、日本の社会は少子高齢化で高齢者が増えてきているわけですけど、若者が住みつけば、結婚すれば子供も生まれます。そうするとやっぱりそういう中で町の税収も増えていくし、町は活性化していきます。豊郷が子育て支援をあれだけするんやったら、単身若者、自治体によっては50歳以下というところもありましたけど、そういう人たちの支援というのも両方加味してやっていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、私は1の就労支援はそういうことを豊郷も考えるべきだという点で指摘をさせてもらっております。

また、2の点では、結婚して親と一緒に暮らしたく、自分たちも家を建てたいとかそういう人たちが、とりあえず資金を貯めるために民間住宅、賃貸住宅に入りたいと。ゆくゆくはここで住みたいという人たちに対しては、民間賃貸住宅補助というのもやっている自治体があります。それは、豊郷では民間の賃貸住宅も、空き家もいっぱいあります。そういうことを、町営住宅の枠は知れていますから、入れない人がいっぱいいるわけだから、若者世帯に対してはそういうことも実施するというのを私は、決して豊郷にとってマイナスはないと思っています。全然計画にないという話なので、検討してほしいと思ひま

すが、それと、国保世帯への子供の均等割、人头税と国会でも論戦がありましたけど、県でそういうことも取り組むとか、検討しているところもありますし、市では実施しているところもあります。子供にまで応益割の均等割という、一人頭幾らというやつが豊郷にありますよね。それを子供にかけるなんていうのは、私は考え方として間違っていると思うんです。そのことを今、少子化の中で子供は未来の日本の宝です。そういった子供を育ててくれている家庭に対して、人头税的な均等割はやめましょうということで実施している自治体もあるわけなので、ぜひこれを検討していただきたいと思いますが、町長の見解をお聞きします。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの質問にお答えします。  
貴重なご意見ありがとうございます。

今村議員 議長。

北川議長 次の質問を許します。

今村議員 「共働き子育て世帯への支援拡充を」ということで質問いたします。

共働き世帯にとって保育園、学童保育は重要な施設です。わが国は待機児童問題が社会問題化していますが、豊郷町で働きながら安心して子育てができる環境整備は喫緊の課題です。以下の項目についての町の見解を求めます。

1、待機児童をつくらないために保育室を拡充する。

2、保育園給食を独自に実施する。

3、両小学校で専用の学童保育室をつくる。

以上3点について答弁を求めます。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員さんの「共働き世帯への支援拡充を」のご質問にお答えさせていただきます。

まず、①の待機児童をつくらないために保育室拡充をのご質問ですけれども、先の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、現状は保育室よりも保育士の人数が確保できない状況にあることが喫緊の課題としてあります。ただ、保育士確保の問題とは別に、今年度と次年度の2カ年にわたって現在、策定作業を進めております子ども・子育て支援計画におきまして、今後の入所児童数の推移を推しはかった上で、施設としての必要量等についても検討していく必要があるものと捉えております。

次に2番目の保育園給食を独自に行うことについてですけれども、現在のところは現状の給食体制の中で調理員さんの配置について検討することを考えている状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、3番目の専用の学童保育室についてですけれども、教育委員会としてはこれまで学校のランチルームを引き続き学童保育施設として使用する方向を示してきましたけれど、今年度、定例教育委員会の場を含めまして、何度も協議をしていただき、また現場にも入っていただくなどしてきた再検討を願いました結果、これまでの方向を修正し、専用室を確保していきたいという方向性を示していただきました。実現に向けては、建物の問題だけではなく、人的な課題や保護者負担の問題等々、まだまだ詰めていかなければならない課題は多い状況ですので、そうした課題の解決を含め、今後は各方面の理解を得ていけるように進めていければと考えている状況です。よろしく申し上げます。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

今村議員 この待機児童問題、私は豊郷町は町立の保育園を町が維持管理してやってきてくれていることは非常によいことだと思っています。今、国が進める保育の切り離し、民間に全部丸投げする、こども園的なことには補助を出すけど、町が独自にやることには自分でやりなさいというような、補助金はないとか、そういう地方自治体に対する差別的な保育対応がされているというのは、非常に国の責任が問われていると私は思っているんです。でも、保護者にとってみるとやっぱり公立の保育園が一番安心して預けられる基準のところなんです。うちは民間でそういうところも一生懸命やっています。だから、そういう認可保育園でなおかつ公立は皆さんにちゃんと門戸をあけていますよというような、そのことが非常に町民の豊郷に住みたいという人たちの声の中には、ここは保育所が充実しているとかあるんです。そういうことで、待機児童の、今年、保育士さんが足りなくてという話がありますけど、やっぱり保育所で必要なのは、0歳から就学前までの子に専門的に保育として発達に応じた環境整備ができるかと、保育の質を上げられるかということの研究していけば、やっぱり保育室、給食もそういうところは独自にやっていますけど、愛里保育園は小学校給食から運んでくると。3歳未満児で0歳、1歳児ぐらいになると刻み食と、ああいうやり方はやっぱり私は改善すべきだと思っています。ランチルームで学童保育も、本来ランチルームの趣旨というのは、学年でみんなで集って食事をとるために両小学校でつくってあるのに、学童保育の部屋として使わ

れるから、なかなかそういう有効活用ができていないというのも事実です。そういったことを一遍に何もかもできませんけど、そういうことも町の子育て支援施策としては重要だと考えています。そのことをやはり計画的に進めていくというのが、豊郷はそれだけのできる財政的力もある町だと考えています。だから、そういうことを教育委員会で、学童保育については一生懸命現場にも来てくださって1日いてくださったり、いろんなことをして見ていただきましたけど、保育現場も1回、そういうことも視察してもらって、1日どういう状況で保育士さんが働いておられるのか、子供の状況はどうなのかとかをぜひ見てもらって、今後、やっぱり豊郷で若い人たちが結婚して子供を産んで安心して働いたり子育てができる町にしてほしいと考えておりますが、その点について今後の見通しがあるか、考えているのかどうか、説明をお願いします。

**教育次長** 議長。

**北川議長** 神辺教育次長。

**教育次長** 今村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

保育園につきましても、教育委員会としましては、今までは委員さんがそちらに入ることはあまりなかったかどうか、自分の方も把握はしておりませんが、今年度につきましても、学校訪問とあわせて保育園の方にも訪問させていただいて、現状を委員さんに直接にまた説明を聞いて、現場も見るということもさせていただいておりますので、今、今村議員さんがおっしゃったようなことについては、少しずつ実体をより把握した上で改善もできるのかなと思います。

それと、0歳から5歳、就学前の子供さんについてそれぞれの発達段階で保育室をというお話ですけれども、これにつきましても、平成19年にダイルムの方を保育園に移させてもらったということがあって、そのダイルム等の部分も使って、保育室を含めての面積については、今後、子供さんの人数が増えたときの対応ができるというのが、当時の見解として出されておりました。ただ、先ほども触れましたけれども、そこまでのものが部屋をなぶってまでするという状況が生まれませんでしたけれども、今回、この間の全協の説明にもつくらせていただいて、提示させていただいたように、平成25年、26年あたりのところにつきましても、子供さんの人数的な問題で保育園にというニーズが高くありましたけれども、今は子供さんの人数が少なくなっておりますけれども、保護者の方々のニーズが高まっているということで、これに伴います保育室の考え方というの、先ほど申しましたように今年度、来年度で作成させていただきます子ども・子育て支援計画の中で必要量等を推しはかりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 次の質問を許します。

今村議員 続きまして、「貧困の連鎖をなくすための教育支援を」。要保護、準要保護の児童生徒に対する町独自の学習支援の充実を求めます。具体的には、町独自の給付型奨学金の創設と高校進学のための町無料塾を設置して、教育の機会均等を保障し、職業選択の幅を広げていただきたいと思います。見解を求めます。

教育長 議長。

北川議長 堤教育長。

教育長 ただいまの「貧困の連鎖をなくすための教育支援を」ということで、今村議員さんのご質問にお答えします。

一人ひとりが夢を抱き、心豊かに向上することは、本町の教育行政方針にも掲げており、教育現場でもその目的達成のために町費講師を予算化していただいたり、隣保館ではバッチリスタディ教室を実施したりして、一人ひとりの学力に応じたきめ細かな指導を心がけ、各自希望する高等学校先に進学できるように鋭意努力しているところであります。なお、議員のご承知の通り、バッチリスタディ教室では、中学生を対象に1カ月1,500円から3,000円というリーズナブルな月謝で実施しており、向学心旺盛な生徒にとっては、大変有意義ある取り組みであると捉えています。こういった確かな学力に向けた取り組みを積み重ねていくことによって、自己実現に向かい、しいては職業選択の幅も広めることができるのではないかと考えています。

また、町独自の給付型奨学金の創設についてであります。家庭の経済事情にかかわらず、子供たちの誰もが意欲と努力によって明るい未来、夢がかなえられるように支援していくことが大切であると認識しております。この支援は、国におきましても年度ごとに支援の方法を広めているところで、例えば、従前の学費のみの給付から、生活費のカバーまで広げているところでもあり、今後も動向を注視していきたいと考えています。

また、公益財団法人豊郷済美会でも、毎年中学校の3名に奨学金をいただいております。こういった奨学金についても有効に活用させていただきたいと考えて、現時点では、町独自の給付型奨学金は考えておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

今村議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

**今村議員** これまでも何回か取り上げてきていますが、やっぱり格差と貧困、安倍政権で特にそれが深まってきて、子どもの間にも貧困というものが本当に日常的に出てくる中で、今、教育長がおっしゃったバチスタの1,500円から3,000円はリーズナブルだというお話ですが、その講師料が払えない、生活保護の世帯のお子さんなんかは、そんなお金を出してまでやれるような状況は、実態はないですよ。私はかつて生活保護全国研究集会というのを行ったことがあるんですけど、そのときには、埼玉県は、県独自に生活保護世帯の中学生を対象に講師を派遣して高校に入学させることをやって、それは県が取り組んでいるから、県下の生活保護世帯の人たちの実態を把握しながら引きこもり、学校ではついていけないから小学校から学校に行かないとか、いろんな子がいたみたいですけど、すごく粘り強くいろんな施設を借りて、そこで何人かそういう子を県下から来てもらって、高校に行って、大学にも行くという希望が持てるような子もできてきたとか、そういうのはやっぱり行政のやるべき仕事だと思うんです。親は、うちは金がないからそんなことをうちにできる条件はないんやと言うて、親を見ているから子供も諦めきっている、そういうお子さんがいれば豊郷でも、本来、滋賀県が国体にあんなお金を使う前にやったらいいんです。そういう教育費はどんどん削っていますけど、町独自でこういうことをやっていると、それを滋賀県下にも広げていくことは、豊郷にとってすごく、みんな子供は宝やと。今の日本を支えていくのは子供たちやということを実践するいい事業だと思うんです。給付型もしないってずっと言い続けてるけど、米原市は月3万円で4年間やりますよね。給付型を事業化しましたよね。それで、市内に何年か働いてもらおうという条件なんですけど、そういうふうに試行錯誤で各自自治体もそういうことを研究しながらやっているわけです。だから、豊郷でそれができないのかと。済美会だけしてくれたらお任せでいいのかという問題があると思いますが、そのことについて今後検討はしていかないのかということを知りたいです。うちとしてはこんなことはできませんというのだったら、教育長、そうおっしゃったから、町長もできないのか、教育長もできないのか、それだけ聞かせてください。

**教育長** 議長。

**北川議長** 堤教育長。

**教育長** つまるところは、僕は全ての子供たちに確かな学力をつける、これに尽きるのではないかなと思っています。そのために先ほどお話しさせていただきましたように、町費講師を中学校には3名も予算化していただいております。また、子供たちの学習保障という意味では、中学校の部活が終わった2学期からは、

特に放課後学習に力を入れているという状況も行っております。また、学校にうまく向かえない子供たちについては、隣保館の先生にもそういった部分では協力いただいているということをおもっております。だから、子供たちの中で学習したい子の機会というのは、あらゆるところで行われていると私自身は認識しておりますので、給付型の奨学金は考えておりませんということです、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 次の質問を許します。

今村議員 続きまして、「自然災害による住宅等損壊に対する町見舞金制度の実施を」ということで伺います。

昨年の台風被害は、地球温暖化に伴う異常気象の多発から考えると、今後も起きてくると考えられます。わが国も私有財産に対する公的保障も必要という方向に進んできています。そこで、町においても、住宅やその他生活にかかわる損壊に対する町見舞金の創設は必要です。町条例や要綱の整備を求めますが、見解を求めます。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の「自然災害による住宅等損壊に対する町見舞金制度の実施を」というご質問にお答えしたいと思います。

県では町が自然災害における被災住民に支援金を支給した場合における経費の補助を実施しておられるところですが、見舞金については、現在のところないということから、県内6町におきまして、見舞金制度についての協議を進めるべく、現在、意見交換に入っておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

北川議長 再質問を許します。

今村議員 去年の台風の暴風雨の被害というのは非常に甚大だったんです。町の農業者に対しては、いろんなハウスの損壊やら農業倉庫のああいふことに対して、国、県からの補助金が出ました。それはそれでいいことだと思ったんですけども、あのときにあの大風の中で、ひとり暮らしの高齢者の女性のおうちの方でしたけれども、2階が各部屋雨漏りがあって、バケツをいっぱい置いたそうです。でも、自分はひとり暮らしだから、2階の修繕なんかとてもできないと。悲しいけど、ひとり暮らしで2階に上がっても仕方がないので、漏電で火事になっ

たらいけないと思って、電気屋さんだけ来てもらって、2階の電気を全部切ってもらった。「悲しいけども、情けないけど、仕方がないんですよね」とおっしゃっていました。本来でしたら使える部屋は使えるようにして、また家族が帰ってきたときに使いたいと思っても、先立つお金がないとそういった修繕もできない、そういったことがありありとにじみ出て気の毒だなと思いました。前、愛荘町は住宅リフォームで自然災害についても限度額を決めて対応しているという話も紹介しましたがけれども、やっぱりこれから異常気象の中で、そういうことは町内でも多々起こってくるのではないかと思うんです。財力のあるご家庭はいいですけど、そういう家庭ではない家庭にとっては、本当にだんだん、災害のたびに身が細る思いをしていくわけです。そういったことに対しても、今、見舞金制度を6町で考えていくということは、一步前進だと思いますが、町としてはこの見舞金制度はどのような金額で、どのような形で6町の中では検討されているのか、今の段階でわかっている範囲でいいですから、説明をお願いいたします。

**総務課長** 議長。

**北川議長** 北川総務課長。

**総務課長** 再質問にお答えします。

今聞いておりますと、ほとんどの町で見舞金制度がないということでございます。一部各自治会に見舞金を均一で均等にお支払いしたという町もございまして、そういう部分もありますけれども、やはり今おっしゃっていただいたような、現実に見合うような形も考えていかなければならないと。ほかの町からも前向きに考えようと思っていたところだという意見も聞いておりますし、そういう部分では今後、具体的な意見が交わされるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

**北川議長** 以上をもって本日の日程は全て議了いたしました。

本定例会会期中の日程は皆様に配付しました日程表により審議されるよう、よろしくをお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時54分 散会)